CRPD/C/CHE/1

**スイス　初回締約国報告**(JD仮訳)

提出：2016年1月15日　CRPD委員会のサイト掲載：2018年12月10日

障害者権利委員会

条約第35条に基づきスイスが提出した初回報告（期限2016年）\*、\*\*

\*　本文書は正式な編集を経ていない。

\*\*　付属文書の閲覧については事務局に連絡を。

**目次**

はじめに

I.　一般的説明

　　1.1 スイスの障害者政策

　　1.2 一般的統計

II.　条約の一般的規定

　　第1条から第4条

III. 具体的権利

第5条　平等及び無差別

第8条　意識の向上

第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ

第10条　生命に対する権利

第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条　法律の前にひとしく認められる権利

第13条　司法手続の利用の機会

第14条　身体の自由及び安全

第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条　搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条　個人をそのままの状態で保護すること

第18条　移動の自由及び国籍についての権利

第19条　自立した生活及び地域社会への包容

第20条　個人の移動を容易にすること

第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条　プライバシーの尊重

第23条　家庭及び家族の尊重

第24条　教育

第25条　健康

第26条　ハビリテーション及びリハビリテーション

第27条　労働及び雇用

第28条　相当な生活水準及び社会的な保障

第29条　政治的及び公的活動への参加

第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

IV.　障害のある子どもと女性の特別な状況

第6条　障害のある女子

第7条　障害のある児童

V.　特定の規定

第31条　統計及び資料の収集

第32条　国際協力

第33条　国内における実施及び監視

**はじめに**

1. 連邦政府（Federal Council）は、2006年の障害者権利条約第35条に基づき作成されたスイスの初回報告を国連障害者権利委員会に提出することを光栄に思う。本報告は、スイスが提出した報告の不可欠な部分であるコア文書（HRI/CORE/1/Add.29/Rev.1）と併せて読まれるべきである。このコア文書はスイスの領土、人口、政治構造、人権保護に関する背景情報を提供するもので、現在見直し中であり、連邦政府が新版を承認し次第委員会に回付される。本報告は基本的には2016年2月1日に施行されている法律を参照している。

2. 本報告は、条約で保証された権利に関してスイスで適用される法律、行政、司法およびその他の措置を説明している。本報告は、単に法秩序や法律の説明にとどまらず、障害のある人の権利の保護に関する実際の状況を明らかにしている。報告プロセスに関する障害者権利委員会のガイドライン[[1]](#footnote-1)に従って、条約の規定に関する措置が、内容と形式・構造の両面から詳細に報告されている。スイスは連邦国家を構成する26の主権を持つ州(canton)に広範な権限が与えられているため、本報告に記載されている情報の一部は、スイスの領土全体に適用される一般的な情報の形で記載されている。関連性があると思われる場合には、該当する州の規則を紹介している。

3. 本報告は、障害者団体の視点を考慮に入れている。スイスの障害者団体は、インクルージョン・ハンディキャップ（Inclusion Handicap）という包括的な組織によって代表され、主な立場と要求を表明する機会を得たが、それはこの報告に含まれている。

4. 本報告は、2016年6月29日に連邦政府が採択した。この報告は、広く一般の人々がアクセスできるように、連邦内務省のインターネットサイトでフランス語、ドイツ語、イタリア語で公開されている。

**I. 一般的説明**

**1.1 スイスの障害者政策**

5. 障害者権利条約は、障害のある人とその状況への人権の適用を保証する国際条約である。その目的は、障害のある人の平等な機会を促進し、社会におけるあらゆる形の差別を防止することである。この条約は、世界中の障害のある人の権利を強化する重要な一歩である。この条約は、障害のある人の状況に関して既存の人権を具体的に表現した最初の普遍的な法的文書である。この条約は、人間の多様性を構成する要素としての障害という見方を促進し、多くの国でいまだに支配的な、欠陥と見る障害の概念とは距離を置いている。障害のある人が多くの分野で直面し続けている不平等をなくすことは、スイスの法律の目的の一つである。

6. スイスは2014年に国連障害者権利条約を批准した。スイスの慣行に従い、加盟は、条約の下での義務に対する連邦と州の法秩序の適合性を検証した後に行われた。この条約の一般的な方向性は、障害のある人の権利にとって特に重要な次のようなスイスの障害者政策の要素と一致している。

- スイスには、様々な要素によって支えられ、構成された障害のある人のための法律がある。憲法（第8条（2））で定められた基本的な差別の禁止と、連邦と州に与えられた立法権（第8条（4））は、連邦レベルで定義されている。これらの憲法上の規定は、2004年1月1日から施行されている連邦障害者不平等撤廃法（以下、障害者法）や、連邦や州の特別法に含まれる多くの規定に具体化されている。

- スイスの社会保障制度は、保険対象の社会的リスクの発生による有害な結果から対象者を守るための包括的な制度である。社会保険制度、特に障害保険（DI）は、障害のある人の社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョンを含む条約の原則の実施に大きく貢献している。また、社会保険制度は障害のある人の自律性を強化するための様々な対策も提案している。

- さらに、問題となっている州の法律は、州の権限の及ぶ分野（建物、社会的支援、障害のある人のインクルージョンに取り組む機関）に適用される。

- スイスは障害のある人を守るための重要な規定を採択しているが、スイスの既存の障害者法は断片的である。条約の包括的なアプローチは、障害のある人の平等な処遇に関する法律の解釈、定義、実施のためのしっかりとした基礎を提供している。条約は、既にスイスで拘束力をもっている様々な人権保証の、障害のある人への実際的な適用範囲を特定し、既存の法律の実施に大きな弾みをつけることができる。こうしてスイスでのより良い実施方法や解決策の模索を容易にする。

7. 障害のある人のための政策は、連邦、州、民間団体の共同責任である。

- **平等と非差別：**憲法第8条（4）は、障害のある人に影響する不平等をなくすために、連邦と州に追加的な措置を義務付けている。

- **適切な生活水準と社会的保障：**連邦と州は、すべての人が、老齢、障害、病気、事故、失業、出産、孤児ややもめになることによる経済的影響から保護されるように努めなければならない（憲法第41条2項）。特に連邦は、十分な老齢年金、遺族年金、障害年金を提供するための措置を講じることが求められている（憲法第111条他）。

- **障害のある人のインクルージョンの促進：**連邦と州は障害のある人のインクルージョンを促進しなければならない。連邦は現金および非現金給付（第112b条(1)）を通じて、州は特に住宅や就労を提供する機関の設立・運営への貢献を通じて（憲法第112b条(2)）。

- **障害のある人への支援：**州は、高齢者や障害のある人のホームでの支援と介護を提供しなければならない（憲法第112c条(1)）。連邦は、高齢者と障害のある人のために全国で行われている努力を支援しなければならない。そのために、老齢保険、遺族保険、障害保険の財源を利用することができる（憲法112c条 (2)）。

8. 障害のある人のためのスイスの政策は、連邦憲法にうたわれた差別の禁止と、連邦と州の立法機関に与えられた任務（障害のある人に影響を与える不平等を解消するための措置を講じること）に基づいている。2000年の連邦憲法全面改正の枠組みの中で導入されたこれらの規定は、障害者政策を強化し、その過程で障害者政策の方向性を見直すことに着手した。憲法上の任務の実施は、2つの柱に基づいている。

9. 「社会的」な柱は、例えば、障害による稼得能力の喪失を補うための年金の支給、特別な学校教育の提供、労働市場への再統合の促進など、個人の状況を改善し、修正しようとするものである。これが社会保障のアプローチであり、特に障害保険、傷害保険、職業年金、老齢年金、遺族年金、障害年金のアプローチである。尊厳と自立と責任のある生活を保障するために不可欠なものである。

10. 第２の柱は、障害のある人が直面する不慮の事故や課題を軽減するために、環境に働きかけることである。このアプローチでは、国家による働きかけの対象は、社会自体とそれが生み出した環境とされる。国は、社会全体の枠組みを再形成する役割を果たすことで、地域社会のすべてのメンバーのニーズを考慮し、認知されたあらゆる規範に適合しない人がそのことを理由に疎外され排除されないようにする。言い換えれば、「環境」アプローチは、社会における生活の枠組み条件に重点を置く。

11. 近年、スイスの障害のある人のための政策は、インクルージョンと自立の促進に重点が置かれている。

- 平等に関しては、スイスは、特に障害者団体が立ち上げた「障害のある人の平等な権利」という一般的な取り組みの影響を受け、障害のある人が社会生活に自立して参加できるような枠組み条件を確立することを第一の優先事項とした[[2]](#footnote-2)。2004年に施行された一連の措置は、その目的のために、障害のある人の平等な待遇を中心に、特に建物、公共交通、サービスへのアクセスの改善に関連して、法律と実務における不平等をなくすためのものであった。

- この進展は、障害保険（DI）にも影響を与えており、健康被害が被保険者の稼得能力に与える影響を可能な限り排除または緩和することに重点を置いている。2004年以降の様々な改正を経て、障害保険はインクルージョンの促進に向けて動き出している。その第一段階として、被保険者の労働市場への復帰を促進するリハビリテーション措置を提供することになっている。年金は、リハビリテーションや労働力への復帰が不可能な場合にのみ支払われる。

- さらに、障害のある人にとって特に重要な他の分野の法律でも、参加と自律への焦点化が進んでいる。その一例として、成人の保護に関する法律の改正がある[[3]](#footnote-3)。さらに、教育など、障害のある人の権利にとって不可欠な他の分野でも重要な進展があった。

12. これらの施策で掲げられた目的は、多くの分野で実現されている。

- 2015年、障害者法の外部評価では、適用範囲内での本質的な改善、特に細かい義務を定めたり、明確に権限分野を定義している分野での改善をもたらしたことが示された。これは特に、公共交通や、一部の例外を除いて建物や施設、情報通信技術の分野での連邦のサービスについて顕著に現れている。しかし、評価では、これらの分野で改善の可能性が多くあることも指摘されている（意識向上と情報提供、適用拡大の可能性、民間人や民間労働関係の人への給付の提供における格差を埋めること）。

- 障害保険（DI）の第 4 次改定、第 5 次改定、および第 6 次改定の第 1 部（改定 6a）の評価結果は、リハビリテーションに向けた明確な傾向を示している。しかし、障害保険では、子ども、若年者、精神保健問題のある人の3つの被保険者グループについて、より多くのことを行うことができると考えられる。2015 年末に協議のために提出された新しい法案（「障害保険のさらなる発展」）において、政府は、子ども、若年者、精神保健問題を抱える被保険者のために、障害を予防し、リハビリテーションを改善するための新たな措置を打ち出した。この措置は、特に学校、職業訓練、就労の世界の間の移行に関連している。

13. これらの措置の統合と評価の後、次のステップは、障害者政策を策定し、それによって条約を実施することである。障害者政策に関連する特定の分野の開発とは別に、障害者政策の主な目的は、調整と、生活と法のあらゆる分野における障害のある人の主流(一般)化を改善することである。

14. 2015年末、連邦政府は障害者政策の今後の方向性を定め、社会生活のあらゆる分野における障害のある人の平等と参加を高めることを目的とした。2004年に施行された障害者法は実を結びつつある。同法の評価は、建物や公共交通機関のアクセシビリティの向上に役立っていることを示している。連邦政府は現在、労働市場など他の分野での平等と参加を奨励する意向である。特に、障害のある人が労働市場に参入する際には、より多くの支援を提供する必要がある。障害者政策は、特に、連邦と州がとったさまざまな措置を調整することを目的としており、また、障害のある人にとって不可欠な生活や法律のすべての分野（労働や教育の世界など）において、障害のある人の機会均等を主流にすることを目的としている。現在、連邦は、州や障害のある人を代表する団体と協力して、障害者政策に関する報告書を作成中である。2016年末までにこの分野の政策を策定する予定である。

**1.2 一般的統計**[[4]](#footnote-4)

15. 様々な情報によると、スイスの障害のある人の数は約160万人とされている。そのうち29％が重度の障害のある人と考えられている。障害のある人の98％が個人宅で暮らしている。2010年には、25,400人の成人（男性60％）が障害のある人の施設に入所しており、その4年前に比べ4,000人増加した[[5]](#footnote-5)。そのうち35％が15年以上そこで暮らしていた。

16. 障害のある人の割合は年齢とともに著しく高くなっている。16歳から24歳までの若者のうち、障害のある人の割合はわずか10％であるのに対し、85歳以上では45％となっている。この増加は特に55歳以降と75歳以降に顕著である。高齢者の障害の大部分は加齢が原因であることは明らかである。実際、障害のある人が高齢になるよりも、高齢になって障害のある人になる方が多い。

17. 個人宅で暮らす障害のある人の10人に8人が、障害の原因は本質的に身体的なものだと考えているのに対し、心理的なものだと考えている人は10人に1人に満たない。この割合は、施設で生活している人たちの間ではおおむね反対である。心理的な、そしてとりわけ精神的な障害が大部分を占めている（全体の77％）。話すことや歩くことが困難であったり不可能な人、ろう者または聴覚障害のある人、盲人または視覚障害のある人、また低身長の人は、入所者の数％にすぎない。就労年齢（15歳から64歳）の人の場合、その割合は1％以下になることが多い。最も多い障害（特に退職後に）は、基本的な日常生活動作（食事、着替え、トイレ、洗身）や手段的な動作（食事の準備、電話、買い物、洗濯、大小の家事、金銭管理、公共交通機関の利用）を行う能力に関係している。

18. 障害のある人(persons with disabilities)はしばしば廃疾(invalids)の人、つまり廃疾を理由に保険給付（障害保険（DI）、貯蓄制度(provident institution)、傷害保険などなんであれ）を受けている者と混同されることが多い。しかしこの2つのグループは部分的にしか重複していない。2013年末現在、個人で障害保険の廃疾給付を受けている人（つまり配偶者手当や子ども手当を除いて）は230,341人で、被保険者の4.5％に相当する。一方スイスの障害のある人は約160万人と推定される（上記16（訳注　15の誤りか）項参照）[[6]](#footnote-6)。

**II. 条約の一般的規定**

**第１条から第４条**

19. 条約では、障害のある人は、様々な障壁との相互作用により、他の人と対等な条件で社会への完全かつ効果的な参加を妨げる可能性がある、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害を有する者と理解される。この定義は、世界保健機関（WHO）の国際生活機能分類に見られるように、個人的な状況と外部要因の相互作用によって特徴づけられている。障害のある人の平等な待遇に関するスイスの法律は、個人的要因と外的要因の相互作用としての障害と同じ概念に基づいている。障害者法では、「障害のある人」とは、長期的なものと思われる身体的、精神的、心理的な機能障害がある人で、その機能障害が日常生活での活動、社会的関係の維持、移動、学習の遂行、技能の発達、職業的活動の遂行を不能にしている、または困難にしている人と定義されている[[7]](#footnote-7)。社会保険法では、2 つの重要な概念が定義されている。それは、永続的または長期的なものと推定される稼得能力の完全または部分的な喪失である障害と、健康被害のために、日常生活の基本的な活動を行うために他人の永続的な援助または個人的な監督を必要とする人に適用される概念である要援助(helplessness、無力)である。

20. 統計に関しては、障害のある人の平等な扱いに関する統計は、障害者法の定義を参照し、欧州最低健康モジュール(MEHM)の標準的な設問に基づいて運用している。したがって、長年の健康上の問題を抱えていると主張する人や、人が日常的に行う活動に（軽度または重度の）制限があると主張する人は、障害のある人とみなされる。2004年、連邦統計局は、連邦憲法にうたわれた平等の原則の実施状況を測定する情報を得るため、障害のある人のための平等統計を設けた。この統計は、障害があるとみなされる人びとを記述し、その生活状況を他の人びとの生活状況と比較する指標システムに基づいている。指標には詳細な分析が加えられている。結果は2007年から利用可能で、大部分は毎年更新されている。指標は系統的に性別に分類されており、15/16-64歳の年齢層に限定されている[[8]](#footnote-8)。

21. スイスでは差別とは、同等の状況にある者の間の不平等な取り扱いで、他の人に不利益を与える目的や効果をもつものと定義されている。非差別の原則では、人を貶める理由で、一定の基準に基づいて異なる扱いをすることを禁止している。

22. 条約第2条の下で、あらゆる形態の差別の防止を目的とした合理的配慮とは、障害のある人が他の人と対等な立場ですべての人権および基本的自由を享受または行使するために特定の場合に必要とされる、不釣り合いまたは不当な負担を課さない、必要かつ適切な修正および調整を意味する。この定義はスイスの法秩序と一致している：憲法第8条（2）の条件での差別が存在する場合、それはなくさなければならない。差別をなくすために「合理的配慮」が必要とされ、それが不釣り合いでない場合、障害のある人はこれを要求できる。不平等を禁止または排除する義務は、比例(proportionality)の原則を考慮して、障害者法のいくつかの分野（第11、第12条と関連し第7、第8条）に含まれ定式化されている。

23. 連邦憲法第35条(3)に基づき、当局は、適切な場合には、基本的権利が私人間の関係にも適用されることを保証しなければならない。したがって、立法者は、特に個人間に権力の不均衡が存在する場合には（例えば、賃貸契約や仕事上の関係について）、差別的な不利益が生じないようにしなければならない。また障害者法では、公共のためにサービスを提供する者は、障害を理由に差別的な取扱いをしてはならないと規定されている（第６条）。

24. この条約は、他の国際条約と同様に、一元主義的な法的原則に基づいて、スイス国内法において不可欠の部分となっている。憲法第35条によれば、基本的権利は法秩序全体で実現されなければならず、国のために任務を引き受ける者は誰でも、基本的権利を尊重し、その実現に貢献する義務がある。

25. 国際法規範の正当性の決定に関する連邦最高裁判所の確立された慣行に従って、個人は、以下の基準を満たす場合には、法廷において国際法の規定に直接依拠することができる。

- その規定が個人の権利と義務に関するものである。

- 適用されるべき規範が、特定の決定の、したがって正当化可能な決定の基礎となるために十分に詳細かつ明確であること。

- 法執行当局を念頭に置いて書かれた規範であること。

26. 連邦法廷は、市民的及び政治的権利に関する国際規約や欧州人権条約の実質的保障など、市民的及び政治的人権の正当性を一貫して認めてきた。逆に、連邦法廷は、経済的、社会的、文化的人権の直接適用の可能性を認めることに消極的である。連邦法では、いくつかの例外を除いて、これらの権利は個人に向けられたものではなく、むしろプログラム的な性質から立法者に向けられたものであるとの見解を示している。これらは実際にはガイドラインであり、個人が法的に強制できる主観的な権利を確立するものではない。(訳注　「主観的権利」とは、憲法が定める、個人が国家にその実現を求めることができる国民固有の権利であり、国家の義務ではあるが主観的権利とまでは言えない「客観法」に対応する概念とされる。)

27. この慣行に基づき、連邦政府は近年、国際機関の前で、一定の例外を除き、経済的、社会的、文化的権利はスイスでは正当化できないことを何度か確認している。しかし、子どもの権利条約（1989年11月20日）に対する選択議定書（2011年12月19日、個人通報制度を設けた）を批准したメッセージ（2015年12月11日）の中で、連邦政府は、基本的には、議定書の発効がこの問題の実務に及ぼす影響の可能性を、執行当局が考慮することになるだろうと指摘した。

28. 本条約に関して、連邦政府は原則として、経済的、社会的、文化的権利の正当性に関する解釈を維持している。しかし、条約の規定の直接的な適用可能性については、最終的には裁判所が個別のケースごとに判断することになる。そうは言っても、条約の規定が主観的な権利を確立していない場合であっても、条約の規定は法秩序の不可欠な部分である。言い換えれば、国際的な義務は、それが国家当局の前で発動できるかどうかにかかわらず、残るのである。

**III. 具体的権利**

**第5条**　**平等及び無差別**

29. 平等の原則と差別の禁止は、連邦憲法第8条に明記されている。この保護は、1999年12月31日まで施行されていた旧憲法にすでに存在していたが、改正された条文により明確化された。このように、身体的、精神的、心理的な機能障害を理由とした差別の禁止は、現在、憲法に明示的に記載されている（第8条(2)）。機能障害(impairment)とは、その人の個人的な不備を意味するのに対し、障害(disability)とはより広い概念である。後者の用語には、社会的条件との対決から生じる個人の困難も含まれる。差別の禁止は、連邦レベルおよび州レベルの立法者が、障害のある人に影響する不平等を解消するための措置を規定することを義務づけられていることによっても補足されている（憲法第8条(4)）。さらに、差別からの保護は、スイスが批准している欧州人権条約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、市民的および政治的権利に関する国際規約、子どもの権利に関する条約、女性差別撤廃条約など、多くの国際条約にも見られる。

30. 憲法第8条（2）は、「何人も、出自、人種、性別、年齢、言語、社会的地位、生き方(way of life)、宗教的・哲学的・政治的信念を理由に、または身体的、精神的、心理的機能障害を理由に差別されてはならない」と規定している。この原則は、様々な州の憲法でも保証されている。しかし、この非差別の原則は、憲法第8条（2）に記載されている基準のいずれかに基づく区別(distinction)を禁止するものではなく、むしろ許容できない区別の疑いに気づかせるものである。このような不平等は、重大かつ説得力のある理由に基づいてのみ正当化することができる[[9]](#footnote-9)。憲法8条2項は、直接的な差別だけでなく、間接的な差別も禁止している。このような差別は、特定の集団に直接には不利益を与えない規制が、その効果を通じて、客観的な正当化なしに、その集団に属する者を特に差別する場合に存在する[[10]](#footnote-10)。

31. 憲法8条2項は、差別的な影響を及ぼす規制や公法上の措置からの保護を規定している。法律はまた、個人による差別に対する保護を規定している。民法の規定も同様に、主に法人格の保護について差別から守っている（民法第28条）。自らの人格に対する不法な攻撃を受けるすべての人は、裁判所でこの規定の発動を請求することができる。その人は、違法であることの認定だけでなく、違反の中止を求めることができる。道義的な過ちの救済と損害賠償の支払いも可能である。労働法の下では、雇用者は従業員の人格権を保護しなければならず、同法は従業員が管理者や業務上接触している者による差別の被害者となった場合には、従業員を保護するための効果的な措置を講じることを雇用者に義務付けることができる（義務法典328条）。

32. 差別からの保護とは別に、憲法第 8 条（4）は、立法者に対し、障害のある人に影響する不平等をなくすための追加的な措置を義務づけている。これには、憲法第112条その他に基づき、基本的なニーズを保護し、障害のある人のインクルージョンを促進するための連邦と州の措置が含まれる。

33. 障害者法の目的は、障害のある人に影響する不平等を防止、軽減、排除することである。また、障害者法は、障害のある人が社会的接触を確立し、訓練を修了し、職業的活動を追求する上で自律的であることを支援することにより、障害のある人の社会参加を促進するための条件を整備する。この法律は基本的に、事実上の不平等をなくすことを規定している。これには、建物や施設、公共交通、および給付（訓練や継続教育を含む）へのアクセスの改善が含まれる。これらの措置には、連邦（連邦のスタッフ、技術基準、プログラム、プロジェクト、情報、助言）と州（学校）に関する具体的な規定が付随している。さらに、この法律は、障害のある人に影響を与える不平等をなくすために、連邦と州がさらなる措置を講じることを求めている。また、この法律の公布を契機に、障害のある人に影響を与える差別をなくすためのその他の措置が盛り込まれるようになった。

34. 障害者法は、主要な法的分野における主観的権利と、障害者団体が法廷に参加し、不服を申立てる権利を規定している。後者の権利は実質的な規定（義務）の適用を強化する。

35. 連邦政府は、スイス人権専門センターの調査[[11]](#footnote-11)に基づき、差別からの保護を受ける権利に関する報告書の中で、スイスの法律は全体として、差別からの保護を十分に提供していると述べている[[12]](#footnote-12)。しかし、私法の分野やレズビアン、ゲイ、トランスジェンダー、インターセックスの人々の権利に関しては課題があるとした。差別からの保護を改善するための多くの提言が詳細に検討されている。障害のある人の平等に関しては、連邦政府から要請された障害政策に関する報告書作成の一部として公聴が行われている。報告書は2016年末に提出される予定である。

**第8条　意識の向上**

36. 障害者法は、障害のある人の平等に関する意識向上の重要性も考慮に入れている。当局や個人への情報や助言の提供は、同法の下に設置された連邦障害者平等局の重要な任務の一つである。

37. 障害者法第18条では、連邦政府に、不平等やインクルージョンの問題への国民の感受性を高め、関係者に解決策を提示するための啓発キャンペーンを実施することを認めている。これらのすべての手段の目的は、障害のある人への理解を深め、「コミュニティ生活」を向上させることにある。2004年から2014年までの間に、連邦障害者平等局が管理する連邦資金により、障害のある人の平等を促進するための400のプロジェクトが助成を受けた。これらの資金のうち86％が障害者団体に、14％が州（応用科学の大学を含む）と市町村に配分された。最も頻繁に取り上げられたテーマは、教員研修、文化、コミュニケーションであった。

38. 利用可能な資源を可能な限り効率的に利用しながら、平等というテーマをより広く、永続的に社会に織り込むために、平等局は、平等の促進という目標のための優先的な行動ラインを定義している。優先プログラムの中に第三者の活動と連邦の活動を集約することは、社会への情報提供と感化のための努力を強化し、主要な関係者間のネットワークを促進し、既存および将来の対策の調整を容易にするのに役立つ。これまでに実施された優先プログラムは、文化、参加、政治的権利、スポーツを扱ってきた。

39. 障害者法の評価によると、これまでに実施された措置は、障害の概念を部分的に修正することにとどまっている。このため、連邦政府は、内務省に対し、障害者政策や特に広報・啓発の改善策などに関する報告書を提出するよう指示した。報告書は2016年末に提出される見込みである。

**第9条　施設及びサービス等の利用の容易さ**

**概要**

40. アクセシビリティの向上は、憲法第8条（4）が立法者に与えた任務の履行、すなわち、障害のある人に影響する不平等をなくす措置の優先事項の一つであった。

41. アクセシビリティの課題は、本質的には障害者法によってカバーされている。この法律は、公共の建物、公共交通、サービス（給付）へのアクセスに特に言及し、その改善のために作成された。この法律の措置は、個々のニーズに焦点を当てた他の措置と一緒に、一般的にアクセシビリティを向上させることを目的としている。例えば、障害保険（DI）では、対象者が引き続き有給の仕事に従事したり、通常の作業を行ったり、学校に通ったり、職業を学んだり、実用的なリハビリテーションを追求したりすることができるよう補助器具を提供している。補助器具はまた、利用者の移動を助け、個人の自律性の発達を目的としている。住居や仕事、訓練、教育の場とその周辺の建築物の障壁の除去や変更もDIの補助対象となる。

**建物と施設**

42. 州レベルでは、障害者法が施行される前から、建物や施設へのアクセスを保証する規定が存在していた。2004年以降、同法は国レベルでの最低基準を保証し、主観的権利を与えて法的義務の実施を強化している。

43. 同法は、公共・民間を問わず、一般に公開されている建物や施設を、新築の場合でも建築許可を必要とする改修の場合でも、障害のある人のニーズを満たすように適合させることを求めている。「公衆が利用可能な施設」という用語は、高速道路、道路、広場、公園などの公共の場所を意味する。障害のある人のためのアクセシビリティは、8戸以上の住戸を含む建物および50人以上が働く建物においても保証されなければならない。

44. 関係者は、裁判所または行政当局に申請して、建築物へのアクセスの不平等の解消を求めることができる。また、障害者団体は、建築許可に対して不服を申し立てることができる。建築物の許可手続きの終了時に、法的に要求された措置が建築物の許可手続き中に遵守されたことが判明しない場合には、関係者は、不平等の解消を求めるために民事裁判所に提訴することができる。

45. 障害者法と並んで、州が管轄する建築物には州の法律が適用される。一部の州は、障害のある人に適した建築物に関するガイドラインの範囲を、障害者法の影響を受けない他の種類の建築物にも拡大している。ほとんどの州は、住宅の戸数が8戸未満の住宅や、就労者数50人未満の建物を含めて、適応策を求めている。一部の州では、当局の上訴権を規定したり、建設を担当する当局にアクセシブルな建設コンサルタントの助言を求めることを義務付けるなど、法の適用を容易にしている。また州は、主に障害者法に触発されて、様々な法改正を行ってきた。こうして多くの州では建築法制を改正した。専門機関の規範は、連邦および州の法規定の実施において重要な役割を果たしている。これには、SIA 500（「障壁のない建物」）やVSS SN 640075（「障壁のない循環空間」）などの基準がある。

46. 2014/2015年に実施された障害者法の評価では、建築物や施設に対する同法の肯定的な影響と、過去10年間の進歩が浮き彫りになった[[13]](#footnote-13)。同法は、建設分野の関係者の意識向上に役立った。評価によると、同法が施行されてから状況は全体的に改善されており、特に公共空間や一般に公開されている建物の移動に関しては改善されているが、職場や住戸を含む建物の場合はあまり改善されていないことが示されている。しかし、建築許可の付与に関しては、同法の規定が管轄当局によって一律に実施されておらず、州間での違いが根強く残っていることが評価から明らかになっている。最大の問題は、新築の場合よりも既存の建物の改修で生じている。改修に多額の追加費用が発生するためである。

**公共交通機関**

47. 障害者法は、2023年末までにすべての人のアクセスを確保するための公共交通機関の改修を定めている。公共交通の分野では、同法は通信と発券のシステムに適用される。これらは、2013年末までに、比例の原則(principle of proportionality)を尊重しつつ、障害のある人のニーズを満たすように改修させなければならない。また、同法は、2023年末までに公共交通の車両やインフラを改修させることを要求している。同法の実施は、基本的には施行規定（障害のある人の公共交通機関へのアクセスを確保するための配慮に関する条例、障害のある人の公共交通へのアクセスを確保するための配慮の技術的要件に関する条例）に含まれる詳細な規則に基づいている。

48. 障害のある人が単独で公共交通機関を利用できない場合には、代替手段が存在する。例えば、移動能力が低下した人は、スイス連邦鉄道障害者コールセンター（Swiss Federal Railway Disability Call Centre）に乗車の1時間前に電話をすることで、列車に乗る際の手助けを受けることができる。2014年には、毎日約350件の支援要請に対応した。同様のコールセンターは、他の交通事業にも設置されている。また、障害者団体によって、移動能力の低下した人のための専門的なサービスが幅広く提供されている。

49. 2015年末に完了した障害者法の評価では、公共交通機関における最も重要な改善点が特定された。

- 2014年末までに、客数の70％を占める約50％の駅が改修されていた。ベルンを除くスイスの10の主要鉄道駅は、すべてアクセス可能な状態になっている。「最もシンプルな」改修は、すでに完成している（鉄道網の定期的な保守事業の下で）。残りは、最もコストがかかり、技術的に複雑なものである[[14]](#footnote-14)。連邦政府は、同法の要件を満たすための施設の整備を加速すべきであると指摘している。連邦運輸局は、ネットワーク全体のインフラ整備を監督するチームを強化することを決定した。

- 鉄道車両については、2014年末時点で、鉄道車両の70％が同法に準拠していると連邦運輸局は推定している。スイス連邦鉄道は、地域交通に必要な改造をすべて実施したが、幹線交通には必要な改造は実施しておらず、2023年末までに完了しなければならない。公共交通のバスについては、大部分の車両が適合している。ジュネーブとベルンの路面電車はすべてアクセシブルであり、チューリッヒの路面電車は2016年までにアクセシブルになる予定である。最もアクセスしにくいインフラはバス停で、特に都市部にないバス停である。

- 通信・発券装置の期限（2013年12月31日）に関しては、すべての場所で守られているわけではない。連邦交通局の移動問題に関する専門サービスによると、通信・発券システムは80～90％が障害者法の規定に準拠している（2014年現在）。残りの割合は、認められた時間が改修作業に不釣り合いだったケースに関するものである[[15]](#footnote-15)。

**サービス（給付）**

50. 障害者法は、公的機関および認可企業に対し、不平等な扱いを防止または廃止することを要求している（障害者法、第5条）。連邦当局による言語、聴覚、視覚障害のある人とのコミュニケーションに関する措置は、具体的かつ詳細に規定されている。他の連邦法には、差別から障害のある人を保護するための具体的な規定が含まれている。例えば、連邦直接税に関する連邦法、ラジオ・テレビに関する連邦法、連邦電気通信法、職業・専門教育・訓練に関する連邦法。州法は、障害者法やその他の連邦法を補完する。2004年に施行されて以来、この法律は直接（連邦）または間接（主に州）で様々な法改正をもたらしてきた。連邦レベルでは、特に通信、課税、ラジオ、テレビ、通信や取引に関するサービスの分野で新しい規則が制定された。州レベルでは、2つの州が障害のある人への配慮を州憲法に盛り込んでおり、これは民間事業者にも適用される。

51. これらの一般的な規定とは別に、同法は情報通信サービスの分野での具体的な措置を規定している。同法第14条および障害者不平等撤廃条例は、連邦が提供するサービスに関する一般的な要件を定めている。これらは、当局が一般市民との関係において、言語、聴覚、視覚に機能障害のある人の特別なニーズを考慮しなければならないこと（障害者不平等撤廃例第11条）、また、インターネット上で提供されるサービスへのアクセスは、視覚機能障害のある人にとって便利でなければならない（同、10条）と規定している。連邦ラジオ・テレビ法第7条(3)、およびラジオ・テレビ条例第7条および第8条も参照のこと。2006年と2012年には、連邦政府は、障害のある人のアクセスの機会均等を考慮に入れた情報社会のための戦略を採択した。2008年と2012年には、「スイスにおけるデジタル・インクルージョン」ネットワークは、障害のある人のためのICT分野における平等の促進に焦点を当てた様々な分野での対策と事業を提供する行動計画を採択した（e-inclusion.ch）。2007年に採択されたスイス連邦の電子行政戦略には、すべての人のアクセスが含まれており、特に障害のある人は電子投票の恩恵を受けることができる。さらに、電子通信分野は、行政指令P028およびアクセシビリティ基準eCH-0059により、アクセシビリティに関する新たな基準を得た。連邦政府はまた、2014年にインターネットのアクセシビリティに関してさらなる改善を行うことを決定した。このため「Eアクセシビリティ行動計画2015-2017」を採択した。

52. 個人が提供するサービスの場合、保護は、障害者法が特定する差別の形態の禁止に限定される。個人が提供するサービスに関して差別を受けた者は、民事裁判所で訴訟を起こすことができ、サービス提供者に対して不平等な扱いの撤廃、またはそれを行おうとすることを控えるよう要求することができるが、その者が受けることができる補償金は最大5000スイスフランに制限されている。また、障害のある人を支援する団体が訴訟を起こすこともできる（宣言的判決訴訟）。

53. 公共機関が提供するサービスについて、障害者法の評価では、2004年に施行されて以来、アクセシビリティがある程度改善されていることが指摘されている。しかし、個人が提供するサービスについては、ほとんど変化が見られない。したがって、連邦政府が開始した障害者政策の策定は、サービスのアクセシビリティを改善するための様々な選択肢を検討することにも焦点を当てることになる。

**第10条　生命に対する権利**

54. 生命の権利は連邦憲法（第10条）で保証されており、すべての人に保証された権利として認められている。スイスはまた、欧州人権条約（ECHR）（第2条）、死刑廃止に関するECHR第6議定書、あらゆる状況下での死刑廃止に関するECHR第13議定書、死刑廃止を目的とした市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書など、生命の権利を認める様々な国際条約にも加盟している。

55. スイスでは、妊娠12週目までは中絶が認められている。妊婦に重篤な身体的危害や深刻な苦痛を与える危険性を避けるために妊娠中絶が必要であると医学的に判断された場合は、妊娠12週目以降も可能である。スイスでは体外受精の場合の着床前診断の禁止が解除された。2015年6月、国民と州は、生殖補助医療や着床前診断に必要な胚の数の開発を認めることを目的とした憲法119条の改正を受け入れた。着床前診断の場合に課せられる厳しい条件は、生殖医療支援法に含まれている。2016年6月5日に国民によって採択されたこの法律は、両親から受け継がれる重篤な病気の素因を持たず、妊娠の成功を妨げる可能性のある特定の特性を持たない胚を選択することを規定している。同法はまだ施行されていない。

56. 生命の終了について、スイス医学アカデミーのガイドラインは、脳幹を含む脳のすべての機能が不可逆的に停止したときを人間の死と考えている。スイスでは、利己的な動機がある場合に限り、自殺幇助は罰せられる（刑法115条）。いくつかの協会は、自殺幇助を必要とする人に自殺幇助の可能性を提供しているが、利己的な動機がないことに加えて、追加の条件を満たさなければならない。スイス医学アカデミーのガイドラインでは、原則として、患者の病気が不治の病であり、かつ進行した状態にある場合に限り、医師が自殺幇助を行うことを認めている。識別能力のある者のみが致死物質を入手し、自ら飲み込むことができる。自殺幇助に関する法律を制定している州もあり、特にヴォー州では、公益性の高いと認められた医療機関での自殺幇助に関する法律を制定している[[16]](#footnote-16)。ヴォー州の法律では、特に、患者が自殺の意思決定について識別能力があり、重篤で不治の病または事故の後遺症を抱えていることが条件とされている。障害のある人も同様の条件に当てはまる。連邦最高裁は、難治性の長期にわたる重篤な精神的苦痛は、身体的苦痛と同様に、患者が自分の人生はもはや生きる価値がないと考える結果をもたらす可能性があると認めている。したがって、このような場合の自殺幇助を排除することはできない。しかし、目的は、心理的異常の現れ(expression of a psychological disorder)と、識別能力のある者による理性的で自立した判断とを区別することである。自殺幇助は、心理的異常に苦しんでいる人の場合でも、自分の人生を終わらせたいという願望が識別能力のある人による自立した決定に基づいている限り、認められることがある[[17]](#footnote-17)。これらの条件が満たされているかどうかを評価するためには、特別な深い精神医学の専門知識が必要である[[18]](#footnote-18)。

**第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態**

57. 危険な状況や人道的緊急事態におけるスイス国民の保護は、連邦国民保護法によ り規定されている。民間人の保護は主に州の責任であり、州は必要に応じて市町村と協力して保護を実施している。また、連邦もこの分野の任務を担っている。市民の保護は、いくつかの要素からなるシステムで組織され、5つの機関（警察、消防、医療、技術企業、市民保護）がその効果的な機能に貢献している。危険な状況や人道的な緊急事態における障害のある人のケアは、市民保護の範囲内に含まれている。さまざまなサービスは、十分に組織され、装備されており、その機能の性質上、障害のある人の特定のニーズに敏感である。

58. 一般的な規定とは別に、障害のある人の保護を確保するためには、特に警戒、警報、情報の分野で具体的な措置が必要である。現在、連邦市民保護局の指導の下、これら3つの分野に焦点を当てて、既存のシステムとプロセスが開発され、拡張されている。したがって、将来的には、警報は音響システム（実際にはサイレン）だけでなく、SMS、ツイッターなどの他のチャネルでも発信されることになる。同様に、災害や緊急時に当局が国民に向けて発信するその他の情報も、将来的にはラジオを中心としたものではなく、様々な電子通信チャンネルを通じて一斉に発信されることになるだろう。これらの措置の実施は、聴覚障害のある人の特定のニーズに特別な注意を払うことになる。問題は、いつ実施されるかである。

**第12条　法律の前にひとしく認められる権利**

59. スイスでは、すべての人が市民権を享受している（民法第11条）。これは、法の範囲内で、すべての人が権利を取得し、義務を負う平等の能力を有していることを意味する。成年に達し、識別能力を有するすべての人は、自由に市民権を行使することができ、したがって、権利を取得し、義務を負うことができる（同法第12条および第13条）。人は、18歳になったときに成年に達する。人は、未成年、または精神機能障害、精神疾患、酩酊またはこれらに類する原因により、合理的に行動する能力を欠いていない場合には、識別能力を有する。法定代理人は、識別能力のない人の市民権の行使を確保するために、識別能力のない人に割り当てられている。しかし厳密に個人的な権利については例外とされ、彼または彼女の法定代理人によって行使することはできない（例えば、結婚を契約する）。

60. 市民権の行使は、成人保護法に基づく措置によって制限される場合がある。この分野では、スイスの法律は全面的に更新され、2013年1月1日から成人の保護に関する新法が施行されている。この法律の規定は、保護される人の最大限の自律を確保しつつ、その人の真のニーズに応じた柔軟性と適応を可能にしている。成人の保護のための措置は補助的なものであり、家族や親しい人、民間や公共サービスによる本人の支援が不十分な場合、または不十分と思われる場合にのみ命令される。このように、関係当局に裁量の余地が与えられた個別的措置のシステムは、最適かつ微妙な対応を可能にしている。その人の市民権の行使は、真に必要な範囲に制限されている。

61. 成年者保護のための法制度は、様々なレベルの後見制度で構成されており、その中には組み合わせて利用されるものもある（民法第397条）。

- **支援機能付後見：**要支援者が一定の行為（食事の計画、買い物、契約の締結など）を行うために支援を必要とする場合に、要支援者の同意を得て成立する。支援機能付後見によって、本人の市民権の行使が制限されることはない。

- **代行機能付後見：**本人が一定の行為をすることができなくなり、その目的のために代理されなければならなくなった場合に成立する。遺産管理は、このような後見の一例である。この場合、成年後見機関は、後見人の権限の対象となる資産を決定する。それは支援を必要とする人の収入や資金のすべてまたは一部であることもあり、全財産であることもある。その人の市民権の行使は、結果的に制限されることもあれば、制限されないこともある。成年保護当局は、どのような場合でも、財産の一部へのアクセスを禁止することができる。

- **協力に基づく後見：**これは、援助を必要としている人の利益を守るために、その人の行為の一部を後見人の同意の対象とする。目的は、被後見人の利益を守ることである。その人の市民権の行使は、協力に基づく後見(訳注　誤記か？)の場合に比べて制限される。

- **一般または最終手段後見：**本人が長期的に判断能力を発揮できず、特に援助を必要としている場合に設定される。身の回りの援助、財産管理、第三者との法律関係のすべての分野が、一般後見の対象となる。その人は市民権の完全な行使を奪われる。

62. 後見は、支援機能、代行機能、協力機能を組み合わせることができる。後見の創設が明らかに不均衡であると思われる場合には、成年保護当局は成年後見人が行うべき業務（法律行為への同意など）を引き受けたり、第三者に特定の業務の遂行を委任したり、一部の領域では監査権や情報提供権を持つ有資格者や事務所を指定することができる。

63. 特定の行為の場合には、後見人は、成年保護当局の同意も得なければならない（民法第416条）。これらの行為は、民法に列挙されており、賃貸借の解除（416条１項(1)）、相続の受諾若しくは放棄（416条１項(3)）、財産の取得、売却若しくは抵当化、又は使用権の差し押さえの事実（416条１項(4)）などが含まれる。また、本人又は親族は、後見人の作為若しくは不作為、成年保護当局の委任を受けた第三者若しくは代理機関の作為若しくは不作為に対して、成年保護当局に不服を申し立てることができる。同様の権利は、異議のある決定の取消し又は変更に法的利益を持つ者にも認められている（第450条(A) (2) (3)）。

64. 自己決定を促進し、公的措置の補完性を強化することを目的とした他の制度としては、能力低下を理由とした委任状（民法第360条ほか）、患者側の事前ケア指示書（同第370条ほか）があるが、これらの制度は、識別能力のある者が識別能力を持たなくなった場合に措置を講じることを可能にしている。

**第13条　司法手続の利用の機会**

65. 障害のある人は、障害のない人と同様に行政手続や司法手続に参加することができる。手続きへの差別のないアクセスは、障害のある人を含むすべての個人に保証されている。一般的な手続き上の保証は、連邦憲法に明記されている。すべての人は、自分の事件が公正に扱われ、妥当な時間内に審理される権利を持っている。審問を受ける権利も保障されており、また、十分な資金がない場合や裁判官に相談できない場合には、無料で法律扶助を受ける権利も保障されている。スイスはまた、同様の一般的な手続き上の保障を提供する様々な国際条約の締約国でもある（特に、市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条、欧州人権条約第6条）。

66. これらの原則や差別からの保護に関する手続上の措置とは別に、様々な手続に特有の措置や、特定の手続の無料提供は、障害のある人の司法アクセスを容易にしている。

- **刑事手続：**被告人が、その身体的・精神的状態またはその他の理由により、手続において自己の利益を弁護することができない場合、また、その法定代理人がそれを行うことができない場合には、弁護士がその人の代理人となる（刑事訴訟法第130条）。審問の際には、言語や聴覚に機能障害のある者は、書面で、または適切な資格を有する者の援助を得て質問される（同143条(7)）。最後に、精神障害のある人の審問は、本質的な事項に限定されるべきである。専門の社会サービスに依頼して審問を実施したり、家族、他の人、専門家の援助を要請することができる（同155条）。

- **民事訴訟：**民事訴訟の当事者になるためには、民事上の権利を享有していなければならないが、民事上の権利を行使する能力が法的手続きを開始するために必要である（民事訴訟法第66条、第67条）。法的能力のない者は、法定代理人を通じて民事上の権利を行使することができる。本人に識別能力がある場合には、厳密に個人の権利を行使できる。当事者が独力で訴訟を進行することが明らかにできない場合、裁判所は、代理人を指名するよう彼または彼女に依頼することができる。

- **成年保護当局に対する手続：**成年保護当局は、不適切と思われる場合を除き、当事者と協議しなければならない（第447条CC）。必要に応じて、当局は当事者に手続の代理人をもつよう命じ、介護関連及び法律問題に経験のある者を代理に任命する（同第449a条）。

67. 障害者法では、第7条または第8条に基づく建築物や施設の建設、改修、またはサービスの提供に関連する不平等な扱いに対しては、訴訟手続きは無料と規定されている。社会保険の分野では、州保険裁判所での手続きは州法によって規制されているが、社会保障法の一般的側面に関する連邦法に記載されている一定の要件を満たさなければならない。すなわち関係者にとって手続きは簡単で、迅速で、一般的なルールとして公式で、無償でなければならない（61条a）。訴訟費用の対象となる障害給付の付与・否認をめぐる紛争については、この規則に例外がある。

68. 子ども・未成年者に関しては、スイス民法は障害のある子どもとそれ以外の子どもを区別していない。子どもが関係する手続に参加する権利についても同様である。民事訴訟法は、家族法事件において子どもに適用される手続に関する特別な規範を規定しているだけでなく、適切な場合には子どもが直接聴取され、代理を受ける権利を設けている（第298条および第299条）。2013年1月1日から施行されている成人と子どもの保護に関する新法にも、同じ性質の規定が含まれている（民法314a条と314-2条）。連邦裁判所の法律によると、子どもは原則として6歳に達した時点で審問を受けることができる。他のいくつかの民法の規定は、決定を下す前に子どもの話を聞く必要性を明示的に強調している。例えば、「養子縁組は、子どもが識別能力があれば、子どもの同意のみで行うことができる」（民法265条）、「児童保護当局は、里親や施設に預けられた子どもが、…年齢に応じて、その子の存立に重要なすべての決定に関与することを保証しなければならない」（児童配置条例1a条）などである。

69. これらの措置は、裁判所職員のための訓練と継続的な学習を提供する措置を伴っている。障害のある人のニーズは、例えば、「人権と倫理」や「心理社会的スキル」などのトピックの下での警察官の研修の中で取り上げられている。これらの技能は、連邦警察官の学位のためにテストされている。

**第14条　身体の自由及び安全**

70. 個人の自由の権利は、憲法第10条（2）（「すべて人は、身体的及び心理的完全性(integrity)及び移動の自由を含む個人の自由の権利を有する」）及び欧州人権条約第5条及び第8条で保障されている。保護を目的とした措置の中には、この自由を制限するものもあるが、厳しく規制されている。

71. これは、障害のある人に関係する可能性が高いケア目的の配置(placement、入所措置)の場合である。ケア目的の配置については、民法第426条から第439条の成人の保護に関する法律で規定されている。問題の法律の見直し（2013年1月1日施行）によって導入された新しい規則は、比例の原則を尊重し、当人のニーズと能力に合わせて措置を配慮することを目的としている。この規定の中心にあるのは、本人の福祉である。したがって、精神疾患、精神機能障害、または重大なネグレクトの状態のために適切な施設に配置することは、必要なケアや治療が他の方法で提供できない場合にのみ行われる（民法426条1項）。国のすべての行為と同様に、援助を目的とした配置は、比例して必要かつ適切でなければならない。目的は、可能な限り制限の少ない方法で達成されなければならない。連邦政府は、そのメッセージの中で、ケア目的の配置は最後の手段であると考えている。

72. 成人保護当局は、原則として、人の配置または解放を命じる権限を有している。しかし、州は、州の法律で定められた期間（6週間）に限り、配置を指示できる医師を指定する権利を有している。その後、医師は本人を診察し、直接話を聞く。配置後6ヶ月以内に、成人保護当局は、この措置を維持することがまだ正当であるかどうか、施設がまだ適切であるかどうかを審査する。当局は、6ヶ月の終わりに再度審査を行い、その後は必要に応じて随時、少なくとも年に1回は審査を行う（民法第428条～第431条）。

73. スイス医学アカデミーは、強制的な医療措置を適用したり、命令したりする医師、看護師、その他の医療従事者を対象に、このような措置に関するガイドラインを発行している[[19]](#footnote-19)。これらのガイドラインは2015年11月に全面的に改訂され、成人の保護に関する新法の発効以降に起こったすべての変更を考慮に入れている。ガイドラインでは、強制的措置の適用を管理する原則を定め、その人の状況（特に、精神障害、身体疾患を持つ人、長期療養施設の患者）に合わせて、どのように措置を適用すべきかを規定している。また、自由を制限する措置を実施する際に、考慮すべき点を再検討しながら、従うべきアプローチを提示している。ガイドラインは、このようにして、既存の法規定に基づいて、援助目的の配置に関する慣行を枠組み化し、その適用の統一性を確保しようとしている。

74. 配置は適切な施設でのみ行うことができる。「施設」という用語は、連邦政府のメッセージに従って広い意味で使われている[[20]](#footnote-20)。施設には閉鎖された施設の他に、高齢者のための施設、家族の居住地、高齢者のホステル、監督付き地域社会住宅が含まれる[[21]](#footnote-21)。

75. この措置の妥当性は、配置から６ヶ月以内に成人保護当局によって審査される。施設に配置された当人または親族は、いつでも解放を申請することができる。施設に配置された者は、その滞在中及びそれに関連した手続きが終了するまでの間、援助を受ける目的で自ら選択した者を呼び出すことができる。移動の自由を制限する措置は、より侵襲的でない措置では十分でない場合、または本人または第三者の生命または身体の完全性に対する重大な脅威を回避するのに十分でないと思われる場合に限り、認められる。移動の自由の制限は、可能な限り速やかに解除され、その正当性は、いかなる場合にも定期的に調査されなければならない（民法第383条及び第438条）。

76. 刑および措置の執行に関する連邦法は、刑または措置に服する者のために、障害者法が要求する最低限の建築物の設置を保証している。さらに、刑罰および措置の執行のために設計された建築物の助成金を受けた建設に関しては、スイスが批准した欧州人権条約や欧州刑務所規則の勧告などの国際人権条約の要件が尊重されている。これらの規定は、障害のある人にもない人にも等しく適用される。法の適用に関しては、当局は、障害のある人の権利を保護するために、障害のある人の具体的な状況をケースバイケースで検討する。障害のある人に適した建築物に関する具体的な規定（連邦補助金の支給条件）を考慮して刑務執行施設や措置施設を建設する際には、SIA500基準（障壁のない建築物）と障害者法を参考にする必要がある。州の矯正施設の中には、医学的な理由や障害のために通常のプログラムの要件を満たせない囚人を対象とした特別プログラムを実施している施設がいくつかある（例：ザクセンリート刑務所で実施されている自己啓発プログラム）。

**第15条　拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由**

77. スイス刑法には、拷問の具体的な基準や定義はないものの、スイス全土で拷問の一般的な禁止事項が定められている。そもそも、1986年12月2日に「拷問その他の残虐、非人道的又は品位を傷つける待遇又は刑罰に関する条約」、その選択議定書、市民的及び政治的権利に関する国際規約、欧州人権条約が批准されたことが背景にある。連邦憲法もまた、拷問その他の残酷、非人道的または品位を傷つける待遇または刑罰を明示的に禁止している（第10条(3)）。第二に、刑法には、生命、身体的・精神的完全性、自由、性的完全性、および名誉に対する犯罪、権威の濫用など、拷問の行為として特徴づけられる様々な行為が含まれ、処罰されているからである。人間に関する研究も高度に規制されており、障害のある人を保護するための具体的な規定が設けられている。

78. 拷問防止国家委員会は、スイスが拷問禁止条約の選択議定書を批准した結果、2009年に設立され、被抑留者の権利を尊重する責任を負う、連邦と州から独立した機関である。そのために、当局との継続的な対話を維持し、施設を定期的に訪問している。特に、連邦政府に年次報告書を提出し、定期報告の審査手順に基づき、(訳注　国連の)拷問禁止委員会に独立した報告を提出している。拷問防止国家委員会に関する連邦法は、第3条で自由の剥奪を次のように定義している。「この法の目的上、自由の剥奪とは、公的機関の命令、または指示、またはその同意による、あらゆる形態の拘留、投獄、または公的機関または私的機関に人を収容することを意味し、自由に退去することが許されていない状態をいう」。この定義によれば、自由の剥奪には、国家が意思に反して人を拘束し、その人を国家との関係で特別な地位に置く、すべての場所が含まれる。このような場所には、すべての警察署、公判前拘置施設、受刑者のための施設、強制送還センター、精神科診療所、解毒センターのほか、教育ホステルや住宅、高齢者のための施設、各種介護施設が含まれる。拷問防止全国委員会は、今後、自由を奪われた障害のある人のための施設について、より多くの関心を持つことを計画している。

79. 人間に関する研究は、2014年1月1日に施行された「人間に関わる研究に関する連邦法」によって規制されている。その目的は、研究プロジェクトに参加する人の尊厳と個人の自由の尊重を確保することで、研究プロジェクトに参加する人を保護することである。研究プロジェクトに参加する人は、十分な情報を得て、インフォームド・コンセントを与えたり、反対する権利を行使したりすることができなければならない。これには識別能力が必要であり、その人がそのような識別能力を欠いている場合には、法定代理人が本人の利益を考慮して本人のために決定する。人間に関わる研究に関する連邦法の第11条は補完性の原則を規定しており、「研究プロジェクトは、他の手段で同等の結果が得られない場合にのみ、人を対象にして実施することができる」としている。したがって、研究プロジェクトに関連する成果が他の方法で得られない場合（訳注　文脈から、「得られる場合」の誤記と思われる）には、特に脆弱な人（特に識別能力のない人）を対象とした研究プロジェクトを実施することはできない。識別力のない人が研究プロジェクトに参加するということは、その研究が「脆弱性」の根底にある要素（すなわち参加者側の識別能力がないこと）と関連していることを意味している。

80. 人間に関わる研究に関する連邦法では、特に脆弱とみなされる人についての章が設けられており（第21条から第31条まで）、特別な状況によってその人を研究における脆弱とみなされる人の立場に置く。このような人には、識別能力のない人だけでなく、妊婦、自由を奪われた子ども、青少年等も含まれる。人に関わる研究に関する連邦法の第21条は、障害のある人は可能な限り、その能力を考慮して同意の手続きに参加しなければならないと規定している。同法では、識別能力のある、または識別能力のない子どもが関与する研究プロジェクト、識別能力のある、または識別能力のない青年が関与する研究プロジェクト、および識別能力のない成人が関与する研究プロジェクトを区別している。これらの規定は、同意、法定代理人、および参加できる研究プロジェクトの種類（想定される利益の有無、つまり研究プロジェクトが彼らの健康を改善できるかどうか）に関するものである。研究プロジェクトを実施するためには、研究者は管轄の州倫理委員会に許可を申請しなければならない。委員会は、提出されたプロジェクトを検証し、識別能力の有無や障害の有無にかかわらず、研究プロジェクトに参加する人の権利が守られているかどうかを確認する。このように、審査は主に州の倫理委員会によって行われる。

**第16搾取、暴力及び虐待からの自由**

81. 搾取、暴力及び虐待からの保護は、広範囲にわたっており、多くの分野が関与している。特に脆弱な人々の保護は非常に重視されている。子ども及び成人の保護（第12条に関するコメントを参照）に関して、特に他者に大きく依存している人々や社会的インクルージョンのための施設にいる人など。犯罪の被害者を支援するための措置は、攻撃や虐待の事例が発生してしまった場合に、これらの人々を支援するのに役立つ。

82. 障害のある人のインクルージョンを促進するための機関の認可と監視の責任は州にある（2008年1月1日の財政平準化改革と連邦と州との業務分担以降）。障害のある人は、州が認めた施設にのみ収容されなければならない。施設が認可されるためには、その施設が所在する州の安全性と質の基準に従わなければならない。そのためには、性的搾取、虐待、暴力の防止を規制しなければならない。ベルン州は、2015年1月1日より、施設の認可基準を策定している。この基準は、障害のある子ども、青少年、および成人のための施設に適用される。州は、関係施設の検査を確実に実施しなければならない。また、施設と障害のある居住者との間で紛争が生じた場合の仲裁手続を規定しなければならない。2008年1月1日に連邦と州の間で財政均衡化と業務分担の改革が発効した後、州は3年以内に戦略計画を作成し、連邦の承認を得る必要があった。これらの計画を採択する前に、連邦政府は、州が必要なインフラ、人材、品質管理装置を施設に保証しているかどうかを検討した。ほとんどの州は、性的行為や暴力に関連した問題を業務プロセスや運営指針に盛り込んだ場合にのみ、施設の運営を許可している。また、施設はこの点で継続的な研修を提供しなければならず、性的行為の事例を州の監督当局に報告する義務がある[[22]](#footnote-22)。

83. 2011年にベルンの刑事検察当局がスイスで最も深刻な虐待事件を公表したことを受けて、団体と州は対応を決定した。同年、12の協会（プロインファーム、インソス、プロキャップを含む）、組織、機関が、性的虐待、虐待、その他の完全性(integrity)の侵害を防止するための憲章を採択した[[23]](#footnote-23)。そこではゼロ・トレランス・ポリシーを要求し、署名した団体、機関、組織は、機関や組織で働いている人、または入所している人に適用される様々な基本原則を示した。憲章の最後の項目では、署名団体は、苦情を調査するための内部サービスを確立することを約束している。組織や機関内のあらゆる人は、外部サービスに訴えることもできる。組織や機関は、内部情報、掲示物、契約書などを通じて、外部サービスが周知されるようにしなければならない。

84. 犯罪被害者への支援については、犯罪被害者支援に関する連邦法が、様々な形態の支援を規定している。これは、助言、即時支援、長期支援の形をとることができる。相談センターは、自らまたは第三者（心理職、弁護士...）を通じて、即時支援と長期支援を提供する。道徳的損害に対する補償や賠償も認められることがある。スイスで犯された犯罪の結果、身体的、精神的、性的な完全性を直接攻撃された人は、連邦法に基づいて被害者支援を受ける権利がある。一定の条件の下では、被害者の家族や被害者に近い者も被害者扶助の下で給付金を受け取ることができる（犯罪被害者の支援に関する連邦法、第1条および第2条）。州は、それぞれの活動分野で独立して運営される公的または民間の相談センターを確保する責任を負っている。相談センターは、様々なカテゴリーの被害者の具体的なニーズを考慮しなければならない（同第9条）。犯罪の被害者に開かれた相談センターに勤務する者は、未成年の被害者の身体的、精神的、性的完全性が著しく危険にさらされている場合、児童保護当局に助言し、刑事訴追当局に犯罪を通報することができる（同第11条(3)項）。

**第17条　個人をそのままの状態で保護すること**

85. 憲法第10条(2)､(3)は、身体的・精神的な完全性(integrity)を保護している（欧州人権条約第8条も参照）。身体の完全性の保護は、医療の分野では特に重要である。スイスでは、医療行為は同意の上で行われなければならず、そうでない場合身体の完全性の侵害とみなされる。特別法の中には、医療処置に関する同意を規定するものもある（例えば、移植法や生殖医療法など）。州の医療監督当局はこれらの権利を保護する責任を負っている。この独立した機関の機能は州ごとに異なり、州の医師が担当する場合もあれば、医療従事者監視委員会が関与する場合もある。患者は、自分の権利が侵害されていると考えた場合、州の法律で指定された監督当局に苦情を申し立てることができる。州の成人保護当局は、識別能力のない患者の権利を保護するために行動することもできる。民間団体に関しては、スイス患者団体や患者連盟が、特にカウンセリングを行うことで、患者が自分の権利を主張できるように支援している。

86. 識別能力がない場合には、患者の完全性への攻撃を避けるために、警戒を強めなければならない。民法は、患者による事前指示を規定している（民法370条他）。これにより、識別能力のある者が識別能力を失った場合に、同意する医療を決定することができる。また、患者は、識別能力を欠くようになった場合に行われるべき医療について本人に代わって医師と話し合い決定する人（治療代理人と呼ばれる）を指定したり、その人に指示したりすることができる。識別能力のない患者は，可能な限りその決定に関与できるが（民法378条），正式に決定を下すのは本人が委任した代理人である。

87. 臓器提供、生殖支援医療、または人のDNA分析に関しては、生前または死後の臓器提供、精子提供、体外受精の利用、またはDNA分析の実施など、予定される医学的手段に関連して、異なる連邦法が同意を規制している[[24]](#footnote-24)。これらの権利の尊重を保証する独立した機関は、一般的に州の医療監視局である。各州には独自の制度があり、州の医師や医療従事者監視委員会が関与している場合もある。原則としてこの制度は、自分の権利が侵害されていると考える患者からの苦情を受け取る権限を与えられている。一部の州では、患者に自分の権利を知らせるパンフレットを作成している。成人保護を担当する州当局は、識別能力に障害のある患者の権利を保護するために行動することもできる（民法373条）。民間団体に関しては、スイス患者団体や患者連盟が、主に患者に助言を提供することで、患者が権利を主張するのを支援している。

88. 不妊法は、18歳未満の人の不妊手術を禁止している。また、16歳以上で永続的に識別能力がない人については、原則として不妊手術は禁止されているが、例外的に一定の（累積的な）条件のもとでは、不妊手術が認められる場合がある。その条件とは、特に、不妊手術が本人の利益のために実施されること、子どもの妊娠と出産を防止するための他の手段（可逆的な方法）がないこと、出産後の子どもとの別離が避けられないこと、妊娠が女性の健康を著しく損なうこと、および本人が識別能力を獲得する可能性がないことである。当事者の意思は、常に尊重されなければならない。したがって、不妊手術に同意していた本人が、実施直前であっても不妊手術に反対した場合には、不妊手術を実施することはできない。

**第18条　移動の自由及び国籍についての権利**

89. この規定に関しては様々な要素が重要であり、以下説明する。第一に、国内の定住と移動の自由、州間の移動の自由、特に施設に入所している障害のある人で、居住地の州以外の施設に移動することが可能な人に関するものである。次に、スイス国籍の取得と喪失に関連して、障害のある人に特化した規定が法律に盛り込まれている。最後に、出生時の子どもの登録に関する登記所の実務について説明する。

90. 連邦憲法第24条と第25条には、定住の自由、追放、国外追放、強制送還からの保護が規定されている。これらの規定は、障害のある人を差別することなく適用される。スイス国民は、国内のどの地域に定住することも、スイスに出入国することもできる権利を有している。施設で暮らす障害のある人にとって、異なる州の施設の間の移動は重要である。この問題は、2002年12月13日の社会施設に関する州間条約で規定されており、介護や管理の面で特別なニーズがある人が、居住地である州以外の適切な施設に問題なく滞在できるようにすることを目的としている。しかし、州は、資源やコストという明らかな理由から、利用可能な場所が限られている。すべての州に同じタイプの施設があるわけではなく、場所がないために、障害のある人が希望する施設で介護を受けることが困難な場合もある。障害のある人が施設を選ぶ際の制約は、州の境界ではなく、場所の不足に起因している。

91. スイス国籍に関する連邦法は、スイス国籍の取得と喪失を規定している。スイス国籍の取得と喪失には、法律による方法と当局の決定による方法の2つの方法がある。出生時にスイス国籍を取得するには、結婚している両親のうち少なくとも1人がスイス人であること、または両親が未婚の場合は母親がスイス人であることが条件となる。子どもの父親のみがスイス人の場合、子どもは父親の親権が確立された時点でスイス国籍を取得する。これが法律によるスイス国籍の取得である。スイス国籍は、帰化によって取得することもできるが、帰化には当局の決定が必要である。当局の決定によるスイスの国籍取得には、通常の帰化、簡易帰化、国籍回復の3つの方法がある。スイスの連邦制を反映して、通常の帰化手続きは、3つのレベルに分かれている。すべてのスイスの男女は、連邦の市民権に加えて、州と市町村の市民権を持っている。この3レベルの区分は通常の帰化の責任にも見られ、その手続きには連邦、州、市町村の当局が関与している。

92. 2007年12月21日に施行された市民権法の一部改正により、帰化申請が却下された場合の正当性を証明する義務と、帰化拒否に対して州の裁判所に提訴する権利が導入された[[25]](#footnote-25)。連邦憲法では、誰も障害を理由に差別を受けることはない（第8条(2)）。市民権法の全面改正（11.022）では、帰化手続きにおける障害のある人の特別な状況が特に取り上げられた。改正法では、統合要求（市民権法12条2項）の評価では、障害のある人の状況を適切に考慮しなければならないと明示されている。これは特に、必要な言語能力と経済的自立性の評価に関係している。障害のある人の中には帰化のためのこれらの事項を満たすことが事実上不可能な人がいるからである。これらの新しい規則は、連邦最高裁判所の判例法と、障害のある人に対する差別の憲法上の禁止を取り入れている。市民権法の改正は2014年6月20日に連邦議会で承認された[[26]](#footnote-26)が、同法はまだ発効していない。

93. 障害者権利条約第18条2は、子どもの権利条約第7条1に相当する。電子化された市民資格・氏名登録簿への子どもの登録については、障害の有無にかかわらず違いはない。新生児は健康状態に関係なく平等に扱われる。出生は病院、産院、または同様の施設で行われるため、ほとんどの出生は医療従事者によって報告される（市民権条例34a条）。これらの施設以外での出生の場合はまれであるが、その場にいた人はその事実を報告する義務がある（同第34b条）。出生後３日以内に申告しなければならない。出生は、その出生が行われた地区で登録される。すべての新生児は、姓と両親が選んだ名を受け取り、これがその人の身分となる。

**第19条　自立した生活及び地域社会への包容**

94. 自立した生活と地域社会へのインクルージョンを促進するために、スイスには様々な施策がある。これらには、社会保障給付、関係する人のニーズに合わせた施設への入所、相談支援、サービスへのアクセスを確保するための措置が含まれる。近年の大きな特徴として、新しい障害保険給付であるパーソナルアシスタンス手当が導入され、特定の住宅の提供が多様化している。また、いくつかの市町村では、近年、緑地やレクリエーション・エリアを設け、都市部で障害のある人もない人も一緒に暮らせるようにしている。

95. 施設で暮らす人々：2009年には、合計37,553人が障害のある人の施設で介護を受けており、その3分の1が通所者、3分の2が入所者となっている。ナーシングホームにも128,880人が入所しており、その大多数は、自宅で自立して生活することができない高齢者であった。障害のある人の施設に入所している人のうち、精神・心理的な障害がある人が過半数（それぞれ56%､20%）を占めている。一方、身体的な障害は、在宅生活者に多く見られるが、施設に入所している人の中では少数派である。

**社会保障給付**

96. 社会保障給付は、被保険者の経済的・個人的自立を最大化するように設計されている。年金と日当(daily allowances)は、部分的または完全に収入が得られなくなった場合の収入の喪失を補い、受給者が経済的自立を維持できるようにするものである。年金や日当の額が基本的なニーズをカバーし、十分な生活水準の確保に十分でない場合には、その差額を補填する補足給付が行われる。いくつかの給付は、被保険者の自立を最大限に高めることを目的としている。

- 要援助手当(無力手当、helplessness allowance)（障害保険、老齢保険、傷害保険から該当する場合に支給される給付金）：健康上の問題により、日常生活の基本的な活動を行うために他人の永続的な援助や個人的な監視が必要なすべての人を対象としている。要援助手当は好きなように使うことができる。

- 障害保険（DI）の補助給付は、被保険者が有給の仕事に従事したり、通常の業務を遂行したり、稼得能力を維持したり、勉強したり、職業を学んだり、技能を開発したり、実用的なハビリテーションを行ったりするのを助けるものでなければならない。また、被保険者の移動のための用具・機器や、家族とのコミュニケーションのための用具・機器（電気・電子通信機器、環境制御機器）や自立のための用具・機器（トイレ・シャワー設備の設置、障害者用リフト、電動ベッド、階段昇降機、その他の被保険者の自宅のための機器）も、収入能力にかかわらず支給される。場合によっては、傷害保険、老齢保険、健康保険でも補助用具・機器をカバーすることができるが、それぞれの保険には具体的な条件がある。

- 憲法第112条cに基づき、連邦は、国レベルで障害のある人のための給付への努力を支援する。障害保険法第74条に基づき、障害保険は、障害のある人に専門的な援助や互助の形で民間支援を提供する全国または言語圏で活動する連合組織に助成金を配分している。助成金の約70％は、障害のある人とその家族のための相談やケア、講座の費用に使われている。残りの資金は、情報や広報キャンペーン、互助の発展を目的とした事業など、障害のある人が間接的に利益を得るサービスに使われている。

**特にパーソナルアシスタンス手当**

97. 特筆すべきなのは、障害保険パーソナルアシスタンス手当である（受給者が老齢年金を受給する場合、関連条件が継続して満たされていれば老齢保険から支給）。これは在宅生活を送っている要援助手当の受給者に支給される。パーソナルアシスタンス手当は、受給者が日常的に必要とする援助を提供するために、労働契約に基づいてパーソナルアシスタンスを雇用することを可能にする。これは2012年に導入された手当で、障害のある人が自宅で暮らし続けることを奨励することを目的としている。この手当は、3回の中間報告（2014年6月、2015年6月、2016年春）と2017年春に予定されている最終報告からなる評価の対象となっている[[27]](#footnote-27)。第1回中間評価では、障害のある人の自律性の向上、生活の質の向上、生活設計の自由という目的と、親族の負担の軽減という目的が達成されていることが示された[[28]](#footnote-28)。この手当の導入は、障害のある人にとって大きな前進である。障害のある人の自立が高まり、一人ひとりがニーズに応じて手当を利用できるようになっている。

98. パーソナルアシスタンス手当に加えて、一部の州（ベルンやトゥルガウなど）では、州法に基づいた支援給付を支給している[[29]](#footnote-29)。ベルン州では、重度の障害のある人が、一般的にはパーソナルアシスタンスを必要としているにもかかわらず、自宅での生活を希望するケースが増えている。そのため、ベルン州は、州独自の援助予算を活用して、DIのパーソナルアシスタンス手当を補填している。要援助手当の成人受給者は、障害の内容に関わらず、様々なサービス事業者の中から自由に選択できるようにしなければならない。このように、ベルンの試行プロジェクトの援助予算は、専門的な支援（老人ホーム、ホームヘルプや介護サービス、ワークショップなど）とボランタリーな活動の歩み寄りを強めている[[30]](#footnote-30)。

**ホームヘルプと~~・~~ケア**

99. 傷害保険も障害保険も関与しない場合、義務加入の健康保険が適用される。この保険の給付は、スイス健康保険法のサービス目録に基づいている。これに基づき、同法は、ホームヘルプやケアの機関を給付の提供者として認めている。これらの機関の認可と運営の枠組み条件は、各州が責任を持つ。これらの機関は、健康保険法の目録に記載されている給付を支払うが、保険者が責任を負うのは、この目録に記載されている給付のみである。

100. スイスのホームヘルプとケア（非営利）のシステムは、連邦ベースで組織されている。ホームヘルプとケアのサービスは市町村、地域、州の協会や財団の形で存在している[[31]](#footnote-31)。ホームヘルプとケアは、公的機関、保険機関（義務的健康保険、障害保険など）、および被保険者の拠出金によって共同で運営されている。スイスホームヘルプ・ケアサービス協会は、ホームヘルプ・ケア分野の包括的な協会である[[32]](#footnote-32)。この協会は、加盟する州協会のためのガイドラインと基準を定め、スイス連邦に代わって調整活動を行っている。

101. 個人世帯に住む障害のある人で、ホームヘルプとケアのサービスを利用している人はほとんどいない。2012年、調査前の12ヶ月間にこれらのサービスを定期的に利用したのはわずか2％、断続的に利用したのは2％であった。障害のない人でこれを利用した人の割合はかなり低く、1％にも達していない。ホームヘルプとケアサービスの受給者総数を見ると、障害のある人とない人では、ナーシングとパーソナルケアやその他の援助（食事サービス、送迎など）を受けた人はほぼ同数である。一方、障害のある人の方がホームヘルプを利用する頻度が高い（障害のある人で67％､ない人で41％）[[33]](#footnote-33)。

102. 障害のある人は、家族や知人の援助を定期的に（18％）または一時的に（20％）とほぼ同程度に利用しているが、重度の障害のある人では、一時的に（16％）よりも定期的に（46％）これらのインフォーマルな援助を利用している人が圧倒的に多い。一方、障害のない人は、定期的にこれらの援助を受けることはほとんどなく、一時的な援助を受けている人が８％である。過去12ヶ月間にインフォーマルな援助を受けたことがある障害のある人のほとんどは、ホームヘルプ（74％）や、道徳的支援や移動支援などの援助（60％）の形で受けている。これらの割合は、障害のない人（ホームヘルプを受けた人が59％、その他の形態の援助を受けた人が52％）よりも明らかに高い。ホームヘルプや介護サービスによる支援とは逆に、親族や知人の支援は、介護や身の回りの世話に重点が置かれておらず、その他の支援に重点が置かれている。インフォーマルな支援を受けていない障害のある人のうち、22％がそうした支援を受けたいと考えている。

**インクルージョンを促進するための施設(institutions)**

103. 障害のある人のインクルージョンを促進するための施設に関する連邦法は、経済状況、個人的な状況、健康状態に関わらず、施設を必要とし、希望するすべての障害のある人が施設を利用できるようにすることを目的としている。各州は、州内に居住する障害のある人が、そのニーズに合わせた場所を社会制度内で自由に利用できるようにしなければならない。「ニーズに合わせた」場所の供給とは、量的な面でのニーズを満たすだけでなく、障害の多様な形態や、社会的ネットワークの維持、言語などの面も考慮した場所の供給を意味する。また、利益は、障害のある人に提供する利点に関連して、公的機関にとっての合理的なコストを表すべきであることを意味する。

104. 施設内での生活は根本的な変化を遂げている。施設内での共同生活の形態とは別に、より大きな個別性と最大限の自立性を提供する住宅のタイプ、例えば個別の保護的住居が増加している。

105. ベルン州は現在、個人のニーズに基づいたシステム（対象物件ではなく利用者に資金を提供する）を試験的に実施している。2014年1月1日、ベルン州は障害のある人の自立度を高めるための戦略的計画を開始した。ベルン州は、障害のある成人の支援のための個々のニーズにまず資金を提供し、サービスを提供する施設には副次的にのみ資金を提供する。これにより、障害のある人の自己決定、自律性、社会生活への参加を促進する障害者戦略計画が実現した。2016年1月1日からの新制度では、80人が対象となっており、翌年から利用可能な残りの500人分の登録手続きがすでに開始されている。2017年からは、さらに1,000人がこの新しい制度の恩恵を受けることができるようになる[[34]](#footnote-34)。

**サービスの利用可能性**

106. 自立した生活を促進するために、障害者法は、サービスへのアクセスにおける不平等をなくすことを目的としている。この法律は、過去10年間ですでにいくつかの改善をもたらしてきた。しかし、連邦統計局のデータが明らかにしているように、サービスへのアクセスはまだ多くの地域で信頼性が低い[[35]](#footnote-35)。公共サービスへのアクセスの総合指標は、5つの分野（一般的な店舗、郵便サービス、銀行、公共交通、医療サービス）に基づいている。これは、最大の困難度を示している。様々なサービスへのアクセスは、人口の大多数が簡単または非常に簡単と考えているが、障害のある人は、そのようなサービスへのアクセスが困難または非常に困難であると頻繁に示している。サービスの種類によっては、14～19％の障害のある人がアクセスの困難さを報告している（2012年）が、一般人口では8～11％である。基本的な医療や銀行のサービスは、最もアクセスしにくいとされている。2016年、州社会問題担当大臣会議は、州の子どもと若者に関する政策発展のための提言を採択した。提言は、特に、州の子どもと若者の生活環境を改善し、子どもと若者が平等かつ適切に権利を得ることができるようにすることを目的としている。

**第20条　個人の移動を容易にすること**

107. 障害のある人の個人的な移動は、特に、DI(障害保険)補助具の付与によって促進される。したがって、このトピックは、自立した生活に関する第19条およびアクセシビリティに関する第9条と重なる。交通機関へのアクセスは、個人の移動の重要な要素である。以下のうちのいくつかの点はこれらの条項に基づいている。

108. 障害のある人の大多数（2012年には88％）は、公共交通機関を一人で困難なく利用できると主張している。6％が多少の困難を経験し、3％が大きな困難を経験し、3％が介助なしではバスや電車を全く利用できない。重度の障害のある人はその割合が高く、3人に1人が公共交通での移動に少なくとも何らかの困難を経験し10人に1人が全くできない[[36]](#footnote-36)。

**補助具**

109. 障害のある人の日常生活を支援し、自らの力で日常生活の活動を行うことができるようにするために、各種の補助具がある。様々な社会保険制度によって提供される補助具は、手足や身体機能の喪失を補うことを目的としている。このような技術的補助具により、障害のある人は、障害のために通常はできない活動を行うことができるようになる。被保険者が当該補助具を使用するために特別な訓練を必要とする場合は、保険者がその費用を負担する。障害のない人が障害のある人に提供した支援は、場合によっては援助（第三者サービス）とみなされることがある。

**交通**

110. 障害保険年金を受給している障害のある人は、「DI受給者証」を持っている。要援助手当を受給している人も同様である。このカードにより、障害のある人は特定の公共交通機関（連邦鉄道を含む）の割引を受けることができる。

111. 公共交通機関のアクセシビリティに関する連邦法の規定は、建物または施設の建設だけでなく、利用者に提供される情報の光学的および音響的側面に関する要件も含んでいる。障害のある人のニーズを満たすための公共交通機関の技術的要件に関する条例は、自律的かつ自由に公共の領域を頻繁に利用できる立場にある者も、公共交通サービスへの独立したアクセスを持つべきであると規定している。比例性の理由から、この要件を技術的手段で満たすことができない場合は、公共交通事業者は、その職員を通じて必要な支援を提供しなければならない。さらに、障害を持つ旅行者は、公共交通事業者との間で優遇料金を享受している。

112. 障害者法および関連条例は、障害のある人とない人の待遇の平等を規定している。スイス道路交通専門家協会の規範は、バス停に関しても同様に拘束力を持っている。2014年末、同協会は、歩行者交通の自由な移動に関する基準SN 640075を採択した。障害のある旅行者は、スイス国内の旅行や海外旅行の際に、割引価格で旅行書類を受け取ることができる。また、介助者や盲導犬を無料で同行させることができる。

**第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会**

113. 意見と情報の自由を保障する憲法第16条に定められた一般的な保護とは別に、同法は、情報通信サービスを含む国民に提供されるすべてのサービスにおける不平等を禁止している（本報告の脚注54参照）。

114. 近年、スイスはインターネットへのアクセスを重視している。ウェブ上のすべての情報をアクセシブルにするために、さまざまなアプローチが行われてきたし、現在も追求されている。第9条のコメントで述べたように、この要件は大幅な改善につながっている。

115. 大多数の障害のある人が、私的に使用するためのコンピューターを持っている（2013年には94％）。2009年には、この割合は88％で、86％が自宅でインターネットにアクセスしていた。同様に、88％の人が個人的に使用する携帯電話を持っていた。若い世代（16歳から39歳）では、これらの割合はさらに高く、障害のある人とない人の間に有意な差は見られなかった。それに続く世代（40～64歳）では、障害のある人は障害のない人に比べてこれらの機器の保有率がやや低かった。また、重度の障害のある人では、これらの保有率が最も低く、そのうち携帯電話の保有率は81％にとどまった。最後に、障害のある人だけでなく、全体の人口にもジェンダーの影響が見られ、女性はコンピューター保有率がやや低く、インターネットへのアクセスが少なかった[[37]](#footnote-37)。

116. ラジオおよびテレビに関するスイスの条例は、障害のある人に利益をもたらすことを義務づけている（ラジオおよびテレビに関する連邦法、第7条(3)項参照。2014 年 9 月 26 日改正の第4段落、FF 2014 7085も参照。スイス放送公社に関する連邦ラジオ・テレビ法の第24条(3)項も参照のこと。）スイスのテレビ市場の特徴は、市場シェアの約60％が外国のテレビ局に属していることであり、これらのテレビ局は同法に定められた義務を遵守する必要はない。最も広範な義務を課せられているのは、スイスの全言語圏で番組を放送しているスイス放送公社である。スイス放送公社は、各言語圏で35～40％の市場シェアを持っている。番組には、字幕、手話言語、音声説明がある。スイス政府の目的は、公社に課せられた義務の範囲を継続的に拡大することである。公社は非常に協力的であり、関係する地域社会の主要な団体との協定に基づき、障害のある人に提供する利益を定義している。

117. ラジオ・テレビに関する条例では、公社が協会と協定を結び、アクセス促進策（字幕を含む）に重点を置いた内容を特定することを義務付ける制度が定められている。現在の協定は2012年6月13日に締結されており、2017年中には、障害者権利条約との整合性を高めるために再交渉が行われる可能性が高い。この制度は、障害のある人を代表する主要な団体が、障害のある人が求める最終的な利益を得るために、スイス放送公社と直接協議することを奨励するという利点がある。

118. スイス放送公社は、各言語地域の編集番組と関連して放送される字幕付きテレビ番組の割合を、全放送時間の3分の1まで徐々に増やすことが求められている。公社はまた、各公用語で少なくとも手話による１つのニュース番組を毎日放送し、視覚障害のある人のための各公用語の音声解説付きの映画を月に2本以上放送しなければならない。国または地域の言語テレビ番組を放送する他の放送事業者は、視覚障害のある人または聴覚障害のある人のニーズに合わせた放送を、少なくとも週に1回、ピーク時の視聴時間帯に提供しなければならない。

119. 連邦憲法は、あらゆる言語を使用する自由（第18条）を保障しており、手話もその自由の一部である。チューリッヒ州とジュネーブ州は、それぞれの憲法で手話の承認を明示的に保証している[[38]](#footnote-38)。障害者法の第14条は、当局が住民との関係において、言語、聴覚、視力に障害のある人の特別なニーズを考慮することを要求している。

120. 知的障害のある人（訳注　persons with mental disabilitiesとあるが、文脈からこのように訳した）のための情報へのアクセスに関して、スイスでは、読みやすく理解しやすい言語が発展している。これを促進するための様々なプロジェクトが支援を受けている。

**第22条　プライバシーの尊重**

121. プライバシーの尊重は、スイスが負う国際的な約束と連邦憲法によって保証されている。プライバシーの尊重については、欧州人権条約第8条で規定されており、連邦憲法第13条では、プライバシーと家族生活を尊重する権利が確認されている。プライバシーの重要な要素は、データの保護であり、特にデータが機密性の高いものである場合には、データ保護が重要となる。スイスでは、様々な分野でデータ保護が行われている。

122. 障害のある人とない人のデータの保護は同一であり、両者の区別はない。この保護は国際条約（個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約、RS 0.235.1、欧州人権条約第8条）で保証されており、いくつかの法律で規制されている。主なものは連邦データ保護法であり、その目的は連邦機関や民間事業体によるデータ処理の対象となる個人の人格と基本的人権を保護することである。この法律では、特にデータ保護と透明性に責任を持つ連邦政府職員が定められており、特に連邦政府機関や民間人を支援、助言、監督することを任務としている。連邦政府機関および個人は連邦データ保護法の対象となり、州および市町村当局は州のデータ保護法の対象である。

123. 個人データの処理は民法、特に民法第27条（人格の保護を規定する）の下でも保護されている。個人データの不当な処理は違法な侵害とみなされる。医師、歯科医師、医療補助者は、職業上の秘密保持法により、職業上の活動の過程で得た情報を開示することが禁止されている。職務上の秘密保持法は、職員が職務上知り得た情報を開示することを禁止している。州の保健法もまた、職業上の秘密保持法の下でのデータ保護を規定している。具体的には、人間に関わる研究に関する連邦法（41～44条）、 移植法（57～60条）、人間のDNA検査に関する連邦法（7、19、23条）の規定には、これらの分野において個人情報を保護する規定が含まれている。

124. 不法なデータ処理の場合、影響を受ける者は、データ処理の中止、その不法な性質を確認し、その影響を排除することを要求することができる。また、本人は、データの破棄もしくは訂正、または第三者への通信の遮断を要求することができる。

**第23条　家庭及び家族の尊重**

125. 家庭と家族の尊重は、連邦憲法（第13条および第14条）およびスイスが加盟している国際条約で保証されている。家庭と家族の尊重は、特に結婚する権利、親権の取得、子どもの福祉への配慮など、様々な側面で規定されている。

**結婚**

126. 結婚するためには、18歳以上であり、識別能力のある者でなければならない。スイスの法律では、直系尊属間の結婚は認められておらず、同一父母、同一母、同一父を持つ兄弟姉妹間の結婚も認められていない。障害の有無は、本人に識別能力がある限り、結婚を妨げるものではない。連邦裁判所によると、婚姻契約に必要な識別能力は、婚約者が夫婦の存在、それに伴う権利と義務を理解し、適切な行動ができる場合に認められるとしている。

**セクシュアリティと子どもを持つ権利**

127. 性は、人格の開花の初歩的な表現として、結婚生活の形態の自由な選択と同様に、プライバシーの権利によって保護されている（憲法第13条、第14条（1））。

128. 家族生活の権利の中心的な要素は、子どもを産み、親権が法的に認められる権利である。障害のある人は、障害のない人と同様の条件で、生殖補助医療を受けることができる。生殖補助医療は、年齢や個人的な事情を考慮して、成年に達するまで子どもを育てることができると思われる夫婦に限定されている。生殖補助医療は、子どもの福祉によって左右される。障害のある夫婦がこれらの条件を満たしていれば、生殖補助医療を受けることができる。夫婦の書面による同意が必要なので、本人の判断能力が必要となる。

129. 「スイス　性の健康」は、性の健康に関する相談・訓練センター、およびこれらの分野の専門家団体をまとめる包括的な組織である。避妊、妊娠、性的健康の分野で、特に弱い立場にある人々に注意を払いながら、情報やカウンセリングを推進している。特に、性と障害に関する専門家の交流の場を運営している。スイスでは、性的支援が認められ、許可されている。いくつかの民間団体が、認定された性的補助者（男女）をグループ化し、彼らと障害のある人との接触を組織化している。また、これらの団体は、統制された性的援助の訓練を提供しており、その受講には資格基準がある[[39]](#footnote-39)。

**子どもの福祉**

130. 子どもの福祉、すなわち子どもの最善の利益は、子どもの権利の基本原則である（子どもの権利条約第３条（１））。子どもの福祉は、子どもの年齢や状況に応じて基本的なニーズが満たされたときに保証される。児童保護当局は，子どもの福祉が脅かされていることを知った場合や、親権者や養育者が保護の義務を果たさなかったり，十分には果たさなかった場合には，職権で介入する（民法307条）。児童保護当局は，里親に預けられたり，家庭外で生活している子どもについても同様の責任を負う（民法307条(2)）。児童保護措置は、比例の原則に従わなければならない。児童保護措置は、基本的に親が利用できる手段を補完することを目的としている（補完性、補足性）。児童保護当局は、この使命を果たすために広い自由度を持っており、様々な手段を組み合わせて使用することができる。しかし、児童保護当局は常に、結果を得るために利用可能な手段の中で最も制約が少ないものを選択し（比例性）、親が子どもを養育する能力を回復させることに主眼を置かなければならない。保護者に助言したり、義務を思い出させたり、指示を出したりするだけでは不十分な場合は（民法307条3項）、親の役割を支援する後見者を指名することができる（民法308条）。これらの措置が子どもの発達に対する脅威を回避するのに十分でない場合には、保護当局は、保護者から子どもの居住地を決定する権利を剥奪するか（民法310条）、または最後の手段として、親権を取り消すことができる（民法311条、312条）。

131. 児童保護当局は、子どもを適切な場所に配置(place)しなければならない（民法第310条）。里親（祖父母、里親家庭）、監督つきの住宅共同体、または施設への配置を考慮することができる。児童保護当局は、子どもの福祉に沿った決定をしなければならない。子どもと若者に関する法律を制定している州が増えてきており、その中には 社会教育的措置が記載されている[[40]](#footnote-40)。州の子どもと若者に関する法律は、すべての子どもを保護し、子どもの状況に応じた措置を適用することを目指している。子どもの権利条約第2条は、非差別の原則を強調し、締約国に対し、いかなる種類の差別もなく子どもの権利を尊重し確保することを約束し、そのためのあらゆる適切な措置を講じるよう求めている。条約の第23条は、障害のある子どもが享受すべき条件を規定している。

**第24条　教育**

132. 十分かつ無料の基礎教育を受ける権利、障害のある人を含むすべての人に質の高い訓練と継続教育を提供することは、スイスの教育を受ける権利の中核をなす。障害のある人のスキルとニーズに関して、教育制度は進化している。近年では、通常の教育制度において、基礎教育でもその他の訓練や継続教育でも、障害のある人特有のニーズがより重視されるようになっている。より具体的には、基礎はできてきており、今それを実践に取り入れる必要がある。教育システムのさまざまなレベルにおいて障害のある人の特定のニーズを十分に考慮することとは別に、より注意を払わなければならない課題は、接点における調整、および職業活動への移行段階での調整である。

**義務教育と義務教育後の教育**

133. 障害のある子どもを含むすべての子どもは、憲法第19条に基づき、その能力とニーズに応じた教育を受ける権利を有している。この権利は、質的にも空間的にも組織的にも適切な、すべての子どもが利用しやすい基礎教育を提供するという州の義務によって保証されている。州立学校では、この教育は無料である。基礎教育の目標は、個人の責任を奨励し、すべての人が地域社会で生活するための適切な準備を提供することである。

134. 憲法第62条（3）に基づき、州は、20歳までのすべての障害のある子どもに特別支援教育が提供されるようにしなければならない。スイスでは、子ども・青少年に対する特別支援教育は、特別学校、適応カリキュラムでの少人数学級、または専門の教育者の支援を受けた一般(mainstream)校（統合教育）のいずれかで行われている。障害者法には、障害のある子ども・青少年のための適切な学校教育に関する規定が含まれている（第20条）。この法はまた、障害のある子どもと若者がその特別なニーズに応じた基礎教育を受けられるようにする州の義務を規定している。州はまた、適切な形態の学校教育を通じて、障害のある子どもたちを一般の学校に含めるよう奨励することも求められている。州は、特に、知覚や発声に障害のある子ども・青少年、およびその親しい家族や関係者が、これらの障害に合わせたコミュニケーション技術を習得できるようにしなければならない。この点で、条約第24条を解釈するために、スイスは、連邦障害者不平等撤廃法と、特別教育の分野における州の法的根拠に依拠していることに留意しなければならない。後者によると、子どもや青少年の幸福と発達の可能性を尊重し、学校の環境や組織を考慮した上で、分離主義的な解決策ではなく統合的な解決策を優先すべきであるとされている。スイスは、このように教育における条約の要件を満たしていると考えている。

135. 特別な学校やクラスに在籍する生徒の数は、2000年初頭まで増加していたが、その後は安定し、2006年の学年初めからは、特別学級に関しては大幅に減少した。2008 年度の初めには、特別教育に在籍する児童生徒は24,000人、特別学校に在籍する児童生徒は15,200人であった。

136. 2013年までの早期特別支援教育に関する統計は、一方では州が、他方ではスイス巡回教育サービス協会が2013年までに収集したものである。しかし、これらの統計は、国全体をカバーしていない。この協会は、子どもの国籍、年齢、性別、子どもの報告者、早期教育後の施設、治療的フォローアップを終了した理由などの情報を収集している。義務教育の統計については、連邦統計局と各州が「教育統計記録の近代化」プロジェクトを実施し、この分野の現状をより良く反映させている。このプロジェクトは、生徒、卒業、学校職員、研修機関の統計を対象としている。このプロジェクトの下、スイス特別教育センターは、2010年に「特別教育統計」と題したワーキンググループを設立した。目的は、特別教育分野における新たな情報ニーズを定義し、実施に向けたアプローチを提案することである。新しいモデルを採用した最初の国勢調査は、2014/15 学年度に実施された。

137. 0 歳から20歳までの子ども・青少年の特別教育に関する施策は、特別教育分野における協力に関する州間協定で調整されている。その特別教育に関する協定は、この分野の最も重要な施策のためにスイス全土で有効な枠組みを確立している。この戦略は、以下の原則に基づいている。

- 特別教育は、公的教育の責務の一環である。

- 子ども・青少年の幸福と発達の可能性を尊重し、学校の環境や組織を考慮した上で、分離主義的な解決策ではなく統合的な解決策を優先する。

- 特別教育の分野には学校教育の無償化の原則が適用されるが、保護者及び後見人は食事やケアの費用を負担しなければならない場合がある。

- 保護者及び後見人は、特別教育の措置の配分に関する意思決定手続きに関与する。

138. 協定には、用語、サービス提供者の認定のための質の基準、個々のニーズを判断するための標準化された評価方法など、スイス全体に適用される統一的な手段が盛り込まれている。協定は、スイスに居住する特別な教育上のニーズを持つすべての子ども・青少年が、特別な教育措置の恩恵を受ける権利を有することを規定している。特別教育措置の提供は各州が定め、次のサービスが含まれている：助言と支援、早期の特別教育、言語療法と精神運動療法、普通学校または特別学校での特別教育措置、特別教育デイセンターまたは入所施設でのケア（必要に応じて）など。

139. 義務教育の後、若者は、中等教育レベルⅡの初期職業訓練または一般職業訓練の枠組みで支援を受ける権利がある。これらの若者は、訓練の選択を支援する職業指導を受ける資格もある（障害者法第15条）。また、場合によっては、職業訓練法に基づく措置（例：個別の専門家指導）など、他の措置も適用されることがある。

140. 障害者法が連邦の権限領域（職業訓練を含む）に直接適用可能であること、及び憲法の対応する条文によって、機関及び州の教育当局は、訓練及び継続教育へのアクセスの不平等を防止することが求められている。そのため、障害のある人には障害に特有の補助手段の使用や障害のある人が必要とするパーソナルアシスタンスが認められなければならず、また、障害のある人に提供される訓練の機会の長さや種類、受験しなければならない試験は、本人の特定のニーズに合わせて配慮されなければならない。

**職業訓練**

141. 連邦職業訓練法第1条に基づき、連邦は職業訓練の分野で責任を負う。これは連邦と州および職業界の組織による分担責任と定義されている。連邦の責任は、助成金その他の手段を用いて州および職業界の組織の取り組みを最大限に奨励することである。初期職業訓練の実施は、州当局と訓練企業の責任でもある。この連邦法は、特に職業訓練における障害のある人への差別撤廃を奨励し、推進している（第3c条）。職業訓練修了証レベル（2年）または高等教育訓練修了証レベル（3年または4年）の初期職業訓練の機会は、誰もが利用できるようになっている。最初の2年間の職業訓練は、主に実践的な技能を有する若者および成人に機会を提供するもので、このようにして認定された資格をもち、直接生涯の見習いポストに入ることができる。学習困難や障害のある人のために、初期職業訓練の期間を延長することができる。連邦政府は、2年間の初期職業訓練を受けている困難を抱えた人に対する専門的な個別指導に関する具体的な規定を発行している。初期職業訓練の延長や専門的な個人指導の利用は、州当局の管轄下にある。

142. 障害者法の評価は、義務教育後の中等教育第二段階レベルの分野での傾向を指摘している。関係者は、時には間接的に障害者法の影響を受けながら、重要な決定を下してきた。例えば、障害のある人の統合の実際的な可能性を高めるためにデータベースを開発したり、不平等に対する補償金を支払うという考えを検討したり、経験を特定のケースにとどめず蓄積する多くの興味深い試行プロジェクトを立ち上げたりしてきた。しかし、義務教育後の段階での大規模で総合的な訓練スキームの組織化が、通常の教育機関での当たり前のこととして考えられるには、まだ初歩的段階にある。抵抗を克服しなければならない。また、移行１（義務教育から義務教育後の教育への移行）にとっても、労働市場での機会が限られている人たちにとっても、大きな問題が残されている。

**高等教育**

143. 長年にわたり、「多様性」の見出しの下、応用科学・芸術系大学は、障害のある人の高等教育への何の妨げもないアクセスを促進するための政策、計画、活動を策定し、専門職を設けてきた。こうして2013-2016年の行動計画の枠組みの中で関係大学は、多様性のさまざまな側面を説明するガイドラインを作成し、聴覚障害のある人や視覚障害のある人向けのウェブページを整備し、ネットワークを構築してワークショップで情報交換を行い、労働市場への障害のある人の参加を促進する憲章に署名した。これらの大学の中には、アドバイスや実践的な支援を提供するために、専門的なポストを設置しているところもある。これは有望なスタートではあるが、障害のある人とない人の機会の平等はまだ達成されておらず、2015年から施行されている応用科学・芸術系大学の奨励・調整に関する法律の下でさらに推進されることになる。

144. 実際、同法の第59条では、機会均等に関する協力プロジェクトの支援が規定されている。スイスの大学と応用科学・芸術系大学は、ガイドラインを作成し、障害のある学生のための代議員のポストを設置している。応用科学・芸術系大学の関係者は、対策の実施について定期的に情報交換を行っている。関係大学は、包括組織と連絡を取り合い、障害のある人のニーズに応えるための効果的なコミュニケーションを実践しており、2013年にはベース大学で全国会議を開催した。

**専門職の養成**

145. 各種の養成は、高等教員教育機関、応用科学・芸術系大学、および大学で行われている。専門教員は、通常の学校と特別な学校のすべてのレベルで活動している。彼らは、教育支援の必要性と生徒の強みを見極め、それに基づいて個別の教育方針を開発する。生徒が設定された学習目標を達成するために必要な知識と技能を身につけ、可能な限り自立した日常生活を送ることができるように支援する。そのためには、教育的、個人的、社会的、職業的発展が考慮され、生徒の環境も考慮される。今後数年の間に、通常の学校の教員と統合的な場での専門教員がそれぞれの任務を果たすために十分な準備ができているのか、あるいは養成課程を改善する必要があるのかが問われなければならない。

146. 一般的に、スイス特別教育センターは、特別な教育上のニーズを持つ障害のある人の教育、発達、インクルージョンに関する問題に関心を持つ当局、専門家、一般市民に助言し、支援している。スイス特別教育センターは、科学研究の世界、当局、実践的な領域の交流を促進し、特別教育環境における様々な問題を分析・説明し、視点や概念を開発している。

**障害保険の措置**

147. DIの 職業措置（障害者法第15条～第18条（d））は、障害のある人が生計を立てるための職業支援を目的としている。障害のある人の年齢、訓練、就労状況に応じて、障害保険は様々な職業措置を提供できる。常に障害がもたらす経済的な悪影響を回避することを目的としている。教育の分野では、これらの措置は、主にキャリア相談と、まだ有給雇用に就いていない若年者のための初期職業訓練から成る。障害保険は、可能な限り第一線の労働市場での訓練を提供するよう努めている。

148. 連邦政府は、2015年から始まる障害保険の次の段階の発展のためのガイドラインを策定した[[41]](#footnote-41)。主な目的の一つは、子どもや若者への支援がより早い時期に提供され、子どもや若者の状況を改善し、リハビリテーションを促進するために、より効果的でより良い調整がなされることである。

**第25条　健康**

149. スイスでは、医療へのアクセスはすべての人に保証されている。基本的な医療を受ける権利は、尊厳の権利（憲法第7条）と困窮者の援助を受ける権利（憲法第12条）に由来している。これには、生命を維持するために必要な基本的な医療を受ける権利と、基本的な尊厳を尊重する権利が含まれている。医療を受ける権利は、一般的に州の憲法にも明記されている。障害のある人とない人の区別はない。

150. 障害のない人の大多数（2010年には93％）が自分の健康状態は（非常に）良いと考えているのに対し、障害のある人の半数（44％）しかそう考えていない。逆に、障害のある人の16％が（非常に）悪いと答えており、重度の障害のある人ではこの数字は37％にまで増加している。障害がこのような健康状態の悪さの原因となっているのか結果となっているのか（また、それらが関係しているのかどうかさえも）、その程度を測ることはできない。このような健康状態の差は、障害のある人の年齢が高いことによるものではなく、16歳から39歳までの人でも、40歳から64歳までの人でも見られる[[42]](#footnote-42)。

151. スイスの医療制度は、主に医療保険に基づいており、適切であり、妥当性、経済的効率性、有効性の基準を満たしていれば、必要な医療をカバーしている。強制的(義務的)な医療保険の分野では差別はない。保険者は、誰も拒否したり、留保することはできない[[43]](#footnote-43)。健康保険法によって規制されている医療保険は、いわゆる「基本的な」保険を構成するものであり、強制的なものである。スイスに居住する者は、スイスに居住するか、スイスで生まれてから3ヶ月以内に保険に加入しなければならない。被保険者は自由に保険者を選ぶことができ、保険者は誰でも加入を求めた人を受け入れなければならない。

152. 強制加入の医療保険に加えて、被保険者は、医療保険の目録に記載されていない給付をする補完的な保険に加入することができる。この保険は私法によって管理されており、保険者は、特定の病状を留保したり、特定の人の保険加入を拒否することができる。

153. 障害保険は、20歳未満の被保険者を対象とした2種類の医療措置の費用をカバーする。第一に、職業リハビリテーションを直接目的とした措置で、持続的かつ大幅に稼得能力を向上させるか、または著しく低下することを防止する可能性のある措置に適用される。第二に、将来の稼得能力にかかわらず、先天性疾患の治療に必要な措置が含まれる。20歳以上の被保険者については、治療費は健康保険または傷害保険で負担する。

154. 2013年1月に連邦政府が採択した総合戦略「健康2020」では、4つの主要行動分野を定めている：(1)生活の質の確保、(2)機会均等と個人の責任の強化、(3)ケアの質の確保と向上、(4)透明性の確保と管理・調整の改善。障害のある人の機会均等を強化するために進行中または計画されている措置には、保健分野における不平等を削減するための戦略的基盤を築くこと、この分野におけるスキルを強化すること、患者の権利の尊重を高めることなどが含まれる。「生活の質」の分野では、精神的健康の促進に特に注意が払われている。

**緩和ケア**

155. スイスには「国家緩和ケア戦略2013-2015」があり、スイス連邦、州、関連組織・機関が参加し、スイスの緩和ケアの推進を目的としている。緩和ケアに関する国レベルの共通理解は、2010年に策定された国のガイドラインに基づいて確立されている[[44]](#footnote-44)。ガイドラインでは、特に精神疾患を持つ患者のための専門的な緩和ケアが規定されている。緩和ケアは、障害や疾患に関わる、性別、年齢、民族特有のニーズを考慮して、すべての人が利用できるようにしなければならない。連邦公衆衛生局はまた、州連携治療教育大学(Intercantonal University of Curative Education)に、「障害者施設で暮らす知的障害のある人の緩和ケアの分野で取るべき行動と可能な対策」に関する報告書の作成を依頼した。これらの措置は、主に施設（緩和ケア提供のための継続訓練など）と州に関係している[[45]](#footnote-45)。

**第26条　ハビリテーションとリハビリテーション**

156. ハビリテーションとリハビリテーションのプログラムと対策は、ほぼ独占的に障害保険の範囲に含まれている。「年金前にリハビリテーションを」という原則に基づき、この制度では、加入者が仕事や私的な環境に適応したり、再適応したりできるように、多くの支援やツールが提供されている。以下に、これらの多様な障害給付について説明する。専門家の養成も重要な要素である。

**ハビリテーションとリハビリテーションのプログラムと一般的なサービス**

157. 障害保険は、「年金前にリハビリテーションを」という原則に基づいている。この原則に基づき、障害保険事務所は、年金の支払いを検討する前に、リハビリテーションの可能性を検討しなければならない。職業相談、基礎的職業訓練、職業能力開発、職種変更、職業紹介、資金給付、日当の支給、旅費の払い戻しなど、幅広い職業リハビリテーション手段と関連するサービスや給付が提供されている。就労不能でリハビリテーションの可能性があると判断された人は、自分の状況に合った雇用を探す支援を受けることができる。障害保険は、雇用主に対しても支援を提供しており、雇用主は、職業訓練手当および／または職業年金保険料の増額分の補償や、被保険者が仕事に就けなくなった結果としての収入喪失に対する保険料の補償を受けることができる。

158. 被雇用者の場合、リハビリテーション措置は、障害の影響を受けた被保険者またはその恐れのある被保険者の稼得能力の回復、維持または改善を目的としている。これらは障害保険の対象となる。何よりも、障害保険は早期発見のためのものであり、障害の兆候を示している人を可能な限り早期に特定することを可能にしている。したがって、30日以上連続して仕事ができない労働者や、年間を通じて欠勤を繰り返している労働者は、早期発見のために障害保険事務所に報告することができる。早期に介入することで、最初の一連の措置を迅速かつ困難なく講じることができるため、一部または全部が仕事に適さない人が仕事を失うことを回避したり、新たな仕事を提供したりすることができる。状況の徹底的な分析（評価）に基づいてリハビリテーション計画が作成され、具体的な措置が書面による履行契約書に記載される。措置としては、職場の改造、訓練コース、職業紹介、キャリア指導、社会的職業リハビリテーションなどがある。一定の条件の下で、被保険者は、リハビリテーション措置によって2日以上（調査措置）または3日以上（リハビリテーション措置）連続して有給の就労を妨げられた場合には、日当を支給される権利がある。

159. 心理的な問題により、６ヶ月間、労働能力が50％以上制限された者は、職業復帰措置を受けることができる。これらの措置は、職業措置や雇用市場への復帰を可能にする条件を整えることを目的としている。職業復帰措置には、社会的職業リハビリテーションまたは作業活動が含まれる。

**専門家の訓練**

160. 障害保険事務所のスタッフは、DI研修センターのコースに参加しており、その主な機能は、事務所のニーズに合わせた研修と専門的能力開発を提供することである。研修センターは、職員が業務を遂行する上でのサポートを提供している。研修センターが提供する研修や専門的能力開発は、業務に関連した側面だけでなく、職員の自己開発にも関係している。また、このセンターは、障害保険事務所の様々な関係者に対して、職業リハビリテーション、障害、障害保険給付の分野における特定のコースを提供する役割も担っている。

161. 初期職業訓練の分野では、州職業訓練事務局は、州や仕事の世界の組織と密接に連携している。新しい職種の開発や既存の職種の見直しのための財政支援を行っている。このように、障害のある人への支援を専門とする社会教育アシスタントの分野での訓練により、ハビリテーションやリハビリテーションサービスに従事する専門家の初期訓練の発展が促進されている。この専門職は現在、5 年ごとの見直しの対象となっている。

**第27条　労働及び雇用**

162. 連邦統計局によると、2013年には、就労年齢（16～64歳）の障害のある人の4人に3人が労働市場に参加していた。72％が雇用され、4％が失業しており、合計76％が労働市場に参加していた[[46]](#footnote-46)。重度の障害のある人でも、過半数が職業的に活動していた（57％）。障害のある人の労働市場への参加率は、障害のない人（89％）に比べて低いままであるにもかかわらず、このように実質的なものとなっている。

163. 通常の（または「第一次」）労働市場への参加は、多くの障害のある人がその能力に合わせた保護施設（または「第二次」市場）で生産的な仕事に従事しているという事実を隠蔽してはならない。これは、施設で生活しその施設と連携した保護作業所に参加している人に特に当てはまる。これらの作業場の中には、主に作業活動機能（これは一定の生産性を排除するものではない）を持つものもあるが、近年では、一定の生産性と企業的ルールの尊重を前提とした市場志向のアプローチへと移行するものが増えている。したがって、職場、監督、賃金が、そこで働く人々の困難を考慮して調整されていることを除けば、実行される仕事は、専門職レベルの活動と同等である。このような機能形態は、第一次市場と第二次市場の分岐点に位置する独立保護作業所やその他の社会的企業にも見られる特徴である。2013 年には、障害者施設内の保護作業所の数は合計13,673か所であった。その他の医療・社会的施設に947カ所があった。これらの数は、2006年（新しい調査の開始年）以降、特に物質依存症の分野で急増している。独立保護作業所や企業内作業所の数は記録されていない。2013年には、あらゆる年齢層の18,122人が、障害者施設（および依存症者施設又は心理社会的障害者施設）に併設された作業所で、働いていた（大部分は外部からの通所労働者として）。彼らは合計2,350万時間、1人あたり週27時間の労働を行った。労働者の数は2007年から増加している。そのうち51％が知的障害(mental disability)を持ち、90％が障害保険年金を受給していた。（訳注　120項で知的障害の意味でmental disabilityが使われていると思われたのでこの訳を用いた。）

**障害保険の枠組みの中で、労働の世界へのインクルージョンの推進**

164. 障害保険給付は、特に、適切かつ簡単で効果的なリハビリテーション措置によって障害を予防、軽減、または除去することを目的としている。その目的は、障害の影響を受けたり、障害の恐れがある人を通常の労働市場で維持したり、統合したりすることである。過去10年間、保険の社会復帰への方向性は、3つの大規模な見直しの中で様々な措置の助けを借りて強化されてきた。

165. 早期発見システムが2008年に導入された。これは、健康上の理由で就労能力が制限されており、病気が慢性化する恐れがある人と可能な限り早期の接触を確保することである。目的は、働くことができない被保険者をそのポストに維持したり、同じ会社や他の場所で新しい職に就くために再教育したりすることである。障害保険事務所は、早期介入措置（職場の改造、訓練コース、職業紹介、職業指導、社会的職業リハビリテーション、職業措置）が適切かどうかを決定する（障害者法第7d条）。

166. 就労継続または職場復帰に向けた対策は、特に職業リハビリテーションに焦点を当てている（同第15~18d条）。これには以下が含まれる。

- 障害により職業選択や以前の活動の再開が困難な被保険者に対する職業指導。

- 有給雇用に至っていない被保険者、または障害のために（障害のない人に比べて）はるかに高額な訓練費用がかかる被保険者のための基礎的な職業訓練。

- 新しい職業への転換または同一職業へのリハビリテーション。

- 職業紹介：適切な職業を探すための積極的な支援、または仕事を維持するためのフォローアップを伴う助言という意味での職業紹介。

- 最大180日の試験的職業紹介。

- 紹介により就職した場合で、被保険者の生産性が合意された賃金に達していない場合には、最長180日分の業務導入手当が事業主に支払われる。

- 保険料増額の場合の補償：つまり、障害保険は、強制雇用保険や病気の場合の日当保険の保険料が増額された場合に補償する。その場合とは、被保険者が就職後3年以内に健康上の理由で再び働けなくなった場合や、新たな障害が発生した時点で雇用関係が3ヶ月以上継続していた場合である。

- 被保険者が自立して就労活動を行い、または発展させることができるようにするための資金援助およびそのために必要な措置への資金援助。

167. 被保険者は、職場の整備や関係者の就労を支援するための建築物の改造などを目的とした補助を受けることができる。

168. 近年の改正に伴う措置の評価では、年金ベースの保険制度から雇用へのインクルージョン型の保険制度への移行が順調に進んでいることが示されている。しかし、子ども、若者、精神保健問題のある人の3つの被保険者層に対しては、行えることがより多く残されている。障害保険の発展に関する法律案が2016年末に国会に提出される予定である。これらの被保険者層の状況の改善を目指し、学校、職業訓練から仕事の世界への移行を容易にするために、既存のリハビリテーション手段を拡大し、より柔軟にすることを規定している。

**非差別と平等**

169. 憲法第８条２項は、公共部門の雇用における障害を理由とする差別からの保護を規定している。また、障害者法は、連邦とその職員の間の労働関係にも適用される。このため、障害のある人にもない人にも同じ機会を与えることが求められている。任命時を含むすべてのレベルでの労使関係に関して、連邦は、障害のある人の平等な機会を確保するために、あらゆる手段を駆使する義務がある（障害者法第13条）。2011年、連邦政府は、連邦行政における障害のある人の雇用へのアクセスと参加に関する指令を発表し、職員の採用率目標を設定した。目標値は2015年までに1％から2％に上昇していたが、2014年には1％を達成した。また、2013 年には、連邦人材会議が障害のある人のインクルージョンに関する包括的な戦略を採択した。

170. 仕事上の関係は私法の下にあるが、採用における差別と闘うための法的手段は民法の人格権の保護（民法28条）および権利濫用の禁止（民法2条）の規定の下にある。これはまた、労働者の人格権の保護に関する義務法典第328条にも由来する。人格権の侵害は、正当な理由があれば違法ではない。不採用の理由が差別的なものであること（例えば、障害に基づく）を証明するのは従業員であり、それによって人格権の侵害を構成する。労使関係においては、義務法典第328条は、使用者が労働者の人格を保護し、健康を保護することを要求している。したがって、この規定は、障害のある労働者を含めるために合理的な努力をする(事業者側の)義務を伴うものである。

171. 最近の研究では、公法で規定されている差別に対する保護は有効であることがわかった[[47]](#footnote-47)。一方で、私法の規定は限定的な効果しかないことが分かった。そのため、連邦政府は、特に雇用に関して、追加の基準が必要な分野を詳細に調査することを決定した。

172. 解雇の通知は、特に相手方の人格に係る属性を理由としてなされた場合には違法である（義務法典336条1項(a)）。したがって、障害のある人が障害を理由に解雇された場合には、その解雇は不法行為とみなされ、解雇された者は、賃金の６か月分を上限として補償を受けることができる。この上限を給与の12ヶ月分に引き上げることが現在議論されている。公法上の雇用関係は、一般的に連邦と州の従業員に関する法律が適用され、雇用関係は客観的な理由がある場合にのみ終了できることを原則として定めている。公的雇用主には、ロールモデルの義務だけでなく、注意義務も増大している。義務法典第336条の意味での不当解雇、および解雇に対する不服申立が認められた場合、連邦職員法は関係者の復職を規定している（義務法典第34c条(1)）。

173. 労働市場における障害のある女性の状況については、スイスは、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の締約国であるため、条約の第11条が完全に適用される。さらに、ジェンダー平等法では、一般的な促進プログラムや2016年までは助言サービスを支援することで、職場の平等を推進するための財源をスイス連邦が提供することが規定されている。これに伴い、連邦ジェンダー平等局は、職場やビジネスにおける男女平等の強化、仕事と家庭生活の調和、キャリア開発の平等の促進を目的としたプロジェクトに援助を提供している。この援助は、仕事の世界における障害を持つ女性に対する差別を減らすのにも役立つ。また、2009年から2016年までの試行プロジェクトにより、連邦ジェンダー平等局は、平等の促進を目的として企業内に設立されたプロジェクトに資金援助を行うことができるようになった。ジェンダー平等法に基づく財政支援の予算は、毎年国会で決まっている。2015年には、総額440万フランとなっている（第6条参照）。2013年には、国際労働機関(ILO)が把握しているように、障害のある女性の69％、障害のある男性の78％が経済的に活動していた。両者の間の格差は、障害のない男性と女性の間で観察される格差（81％と89％）に似ている。しかし、障害のある女性は、障害のある男性に比べて失業率が低く、非活動的であることが多い。このことは、失業中は男性よりも仕事を探すことを放棄することが多いことを示唆している。パートタイム労働は、障害のある男性が活動的であり続けるための方法であることは明らかである（17％が週36時間未満の労働をしているのに対し、障害のない男性では9％）。障害のある女性もその可能性を利用しているが、障害のない女性との差は少なく（59％対54％）、障害のある男性とは異なり、パートタイムで働く理由として、家庭の理由よりも健康上の理由を挙げることが多い[[48]](#footnote-48)。

**失業保険**

174. 失業保険の受給資格を持つ障害のある人は、その給付を受けることができる。障害のある人は、障害のない人と同様に助言を受け、必要に応じて雇用市場対策（講座、臨時雇用プログラムなど）の恩恵を受けることができる。就労開始手当は、特に障害のある人にとって非常に有用である。これは従業員を雇うための支援で、失業保険が 6 ヶ月間（場合によっては 12 ヶ月間）給料の一部を負担することを条件に、特定の職場への導入指導が必要な場合に雇用主に支給される。

**第28条　相当な生活水準及び社会的な保障**

175. 連邦憲法は、生活が困窮していて自力で生活することができない人に対して、介護と援助を受ける権利、および、相当な生活水準を得るために必要な経済的手段を保障している（第12条）。また、障害のある人に影響を与える不平等の撤廃を法律で定めるべきであると規定している（第８条（４））。さらに、連邦憲法第41条では、多くの社会的目標（社会保障、医療、住宅など）を定めている。様々な法律が、国家のこの社会的側面の実施を保証している。スイスの社会的な保障は、まず連邦政府の管轄下にある社会保障制度に基づき、次に州の責任下にある社会扶助によって補完的・補助的に行われる。

176. スイスの社会的保障の制度は、リスクをカバーし、必要としている人に十分な生計手段と社会生活への十分な参加を保証することを目的とした包括的な制度である。この制度は、障害、事故、病気などのリスクをカバーする国家レベルの社会保険と、老齢保険、遺族保険から構成されている。これを補完するものとして、任意給付、州および市町村の資産調査による給付（生活費前渡金、住宅補助金、家族への補足給付など）があり、特定のニーズに焦点を当て、特定の状況に応じた個別の給付を提供している。これらの支援金は、障害のある人やひとり親家庭など、特定の脆弱な人々に効果的な支援を提供している。

177. 法定社会保障制度へのアクセスは、障害を理由とした差別なく保証されており、障害のある人は特別な追加条件の対象とはならない。強制健康保険と基礎年金制度は、スイスに居住する全国民を対象としている。全従業員は失業保険と傷害保険に加入している。出産に伴う現物給付は強制健康保険でカバーされ、出産手当金は女性従業員または自営業者には所得喪失手当金制度の下で支給される。家族手当制度は、従業員、自営業者、および年間42,300スイスフランを超えない無職者を対象としている。障害のある人を特に対象とした給付もある。これには、雇用分野におけるすべての措置、追加的な援助の提供、障害~~者~~年金、要援助手当、パーソナルアシスタンス手当など、障害保険の下での措置や給付が含まれている。介護の必要性、就労不能、または障害の原因が事故（仕事中か仕事以外か）である場合には、傷害保険も適用される（医療費、日当、障害給付金、傷害補償金、要援助手当）。最後の手段として、社会保障給付を受ける資格がない、または受けられなくなった人や、社会保障給付が不足している人は、社会扶助給付を申請することができる。社会扶助は州の管轄下にあり、その実施は一般的に市町村に委ねられている。

**住宅**

178. 憲法108条1項によれば、連邦は、住宅の建設、個人使用のためのアパートや家族住宅の取得、社会住宅の建設に関わるデベロッパーや団体の活動を奨励すべきであるとしている。第108条4項は、連邦は家族、高齢者、障害のある人、困窮者の利益を特に考慮しなければならないと規定している。2003年3月21日に発布された「手ごろな価格の住宅に関する連邦法」の目的は、低所得世帯のための住宅の提供と住宅所有を奨励することである。障害のある人の利益に特に配慮しなければならない（第1条）。2004年9月1日に制定された「スイスの社会住宅開発者憲章」では、様々な関係者が参加し、開発者のための原則が定められている。開発者は特に、すべての社会グループに住環境を提供し、障害のある人に特別な注意を払うことが求められている。

179. 連邦住宅局は、スイス障害のある人に優しい建築センターおよび障害者団体プロキャップと共同で、「年齢に優しい住宅設計」と題した覚書を作成した[[49]](#footnote-49)。

**第29条　政治的及び公的活動への参加**

180. 18歳以上のすべてのスイス国民は、精神疾患や精神障害により法的能力を欠いている場合を除き、連邦レベルでの投票権を有する（憲法第136条（1））。これらの条件を満たせば誰でも投票することができる。成人の保護に関する新法が施行されて以来、憲法第136条（1）の下で投票権を奪われた者は、永続的に識別能力がないために、全権を有する後見人または無能力を理由とする命令によって保護されている者である。

181. 投票権は、投票所で行使することも、通信で行使することもできる。連邦政治的権利法第6条は、障害のある選挙人のための特別な措置を規定している。第6条では、州は、障害その他の理由により、永続的に投票に必要な手続きを行うことができない選挙人にも投票の機会が与えられるようにしなければならないと規定している。第5条(投票の原則)の第6項では、州の投票および選挙において、投票所で代理投票を行うことができると規定している（州の法律がこの手続きを許可している場合）。文字を書くことができない選挙人は、自分の指示に従って、自分の選んだ選挙人に投票用紙を記入してもらうことができる。基本的には、障害のある人が選挙や投票に参加できるようにするために、州が必要な措置を講じることになる。一般的に、障害のある人は投票用紙を信頼できる人に託し、その人が本人を代表していることを明記して記入しなければならない。一般投票や国民投票の署名についても、同様の手続きが存在する。連邦政治的権利法第61条（1-2）（第70条と併せて）は、文字を書くことができない投票権のある人は、自分の選んだ投票権のある人に署名欄に名前を記入してもらうことができると規定している。

182. これらの措置に加えて、電子投票が利用できるようになっている。電子投票は、盲人や弱視の人が他人の助けを借りずに投票することを可能にし、それによって投票の秘密を守ることができる。この点、電子投票の技術的な実施は、投票の安全性と秘密性を不当に損なわない限り、障害のある人、特に視覚障害のある人のニーズを考慮しなければならないとする規定が2008年1月1日に施行された。独自の電子投票システムを導入している州では、視覚障害のある人の投票システムへのアクセスを容易にするための措置がすでに実施されている。しかし、障害のある人に完全に対応したシステムを実現するには、セキュリティに関する技術的な難点を克服する必要があることを認識しておく必要がある。州はこの問題を認識しており、解決策に取り組んでいる。

183. 政治的権利に関する公式情報は、原則として、障害のある人が等しくアクセスできる形で提供されるべきである（第9条のコメント参照）。そのため、連邦レベルと州レベルの両方で、情報は様々な形式で提供されている。2015年の選挙では、完全にアクセシブルなプラットフォームが新たに導入された。投票手続きに関する説明書は、手話と3カ国語のビデオ形式で提供された。投票権を持つすべての市民が平等に参加できるようにするためである。連邦政府のEアクセシビリティ行動計画は、インターネットへのバリアフリーアクセスを目的としており、アクセシブルな形式で公式情報を提供するための拘束力のある基準を定めるための枠組みを提供している。

184. 障害のある人は、調査によると他の人と同様に政治への関心を示している。2013年には、障害のある人であるか否かにかかわらず、投票権のある人は、その年に10回の選挙があれば6.5回は参加すると回答した。日常生活での活動が著しく制限されていると記述した障害のある人は、政治への関心を示し、投票への参加度は少し弱いが有意差はなかった。2007年以降、これらの所見に変化は見られない[[50]](#footnote-50)。

**第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加**[[51]](#footnote-51)

185. 文化振興は州の責任である。しかし、文化活動の中で主に国の関心事となっているものについては、連邦が補助的な管轄権を持っている。連邦による文化振興は、特に文化の多様性を強化し、人々の文化へのアクセスを容易にすることを目的としている（文化振興法第3条）。文化の多様性を育成し、文化へのアクセスを向上させることは、2012年から2015年、2016年から2020年までの期間の連邦の文化政策が追求している基本的な目標である。

186. 2012-2015会計年度には、連邦は、チューリッヒの振付家ジェローム・ベルによるホラ劇団の最新作「障害のある劇場」(現在長期ヨーロッパツアー中)をはじめとするプロジェクトを支援し、障害のある人の文化活動を促進した。また、「障害と生活芸術の架け橋」や「すべてインクルーシブ　–　新芸術」と題した統合芸術（IntegrART）シンポジウムなどのテーマ別イベントの資金提供や企画にも参加している。若者のための芸術プロジェクトの推進（音楽訓練、読書の推進）については、障害のある子どもとない子どものための複合プロジェクトの開発が求められ、推進された。2016-2020年の新しい文化メッセージでは、文化分野における連邦の戦略的行動の焦点として、文化生活への市民参加を目標としている。国会は、アマチュアの文化活動（障害のある人、移民を背景とする人、不安定な状況にある人を含むあらゆる年齢層や人口集団が参加する）、子どもや若者のための文化活動、さらには文化への物理的、経済的、知的アクセスの改善を促進するためのイニシアチブや施設への体系的な支援を導入することを決定した。

187. 連邦は、スイスの文化施設への障害のある人のアクセスに不可欠な貢献をしている。連邦が管理するすべての博物館は、障害のある人が完全にアクセスできるようになっており、例えば視覚や聴覚に機能障害のある人のための見学を提供している。この点でスイス連邦の博物館は、スイスの他の公共・民間施設の模範となっている。スイス・プロ・ヘルヴェティア文化財団（Swiss Pro Helvetia cultural foundation）は、全額をスイス連邦が出資しており、活動分野の一つとして文化振興分野の財政プロジェクトを支援する協力協定を結んでいる。特に「文化の仲介、文化と障害」プログラムを支援し、文化仲介専門家フェスティバルの期間中に文化と障害に関する長期プロジェクトを立ち上げ、様々なワークショップ、セミナー、障害と芸術の様々な形態に関する研究プロジェクトを実施している。2016-2020年の「文化メッセージ」では、連邦が支援する障害のある人のための文化活動のアクセシビリティを向上させるための様々な施策が提案されている。例えば、連邦は、スイス映画の音声説明を、これらの作品への資金提供により推進したいと考えている。

188. 保護された作品への障害のある人のアクセスは、著作権法の新しい規定（24c条）によって促進されており、感覚障害のある人が利用しやすい形（録音、視聴覚資料、点字、電子書籍など）で作品を複製したり、回覧したり、利用可能にしたりすることができる。国際的なレベルでは、スイスは、盲人、視覚障害者、あるいは印刷されたテキストを読むことが困難な人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約の取り組みに積極的に参加している[[52]](#footnote-52)。

**スポーツ**

189. スイスでは、障害のある人のための様々なスポーツが行われている。これらの活動は、一部は当局の資金援助を受けて、様々な団体によって組織され、利用できるようになっている。近年、障害のある人とない人のために提供されているスポーツ活動の範囲は、大幅に拡大している。

190. これらのプロジェクトの中には、障害のある人の平等を促進するために財政支援を受けているものもある。連邦スポーツ局、スイス・オリンピック委員会、プラスポート・ハンディキャップ、プロキャップ・スポーツ、スイス対麻痺者協会と協力して、連邦障害者平等局は、2011 年にスポーツにおける平等に関するシンポジウムを開催し、このテーマに永続的に取り組むための小冊子を発行した[[53]](#footnote-53)。

191. 連邦スポーツ機関は、連邦スポーツ局の一部であり、スポーツ分野の教育、研究開発、サービス提供に関係している。スポーツにおける障害のある人の問題はこの機関でも取り上げられ、教育、研究、サービスへの障害のある人の平等と参加を促進している。訓練と継続教育の文脈では、体育教師とトレーナーにはこの問題についての注意が促され、講習で扱われている。研究分野では、障害のある人のスポーツへの平等と参加に関する問題は、連邦スポーツ機関の評価プロジェクトや学士号コースで取り上げられている。

192. 連邦スポーツ局には「若者と大人のためのスポーツ」というユニットがあり、スタッフ（青少年・スポーツモニター、補欠トレーナー、専門家、コーチ）の啓発と資格取得を通じて、障害のある人のスポーツへの参加を支援している。当ユニットは、様々なサービス（情報、基金、実務用リーフレット）を通じて、スタッフやスポーツ関係者へのアドバイスや支援を行っている。スタッフは、提供されるサービスの質を保証するために継続的な研修を受けている。

193. スポーツ施設のアクセシビリティに関しては、一般の人にアクセシブルな施設の建設または改築の許可申請では、障害のある人がアクセスして使用できる建築であることを重視しなければならない（障害者法に基づく）。アクセシブルなスポーツ施設に関する規則は、SIA500基準「障壁のない建物」に含まれている。プロキャップ建築は、「スポーツと障害」ネットワークと協力して、連邦障害者平等局と連邦スポーツ局の支援を得て、「障壁のないスポーツ施設」のガイドラインを作成した[[54]](#footnote-54)。

194. 「国家的に重要なスポーツ施設の設計」の枠組みの中で、国家的に重要なスポーツ施設にも「投資貢献」の見出しで連邦は資金を提供している。スポーツ施設は、障害のある人のニーズを考慮した場合にのみ、国家的に重要であるとみなされる。この要件を遵守することが、本補助金の授与には不可欠である。

**IV. 障害のある子どもと女性の特別な状況**

**第6条　障害のある女子**[[55]](#footnote-55)

195. 男女の平等は、憲法第８条３項で保障されており[[56]](#footnote-56)、特に家庭、教育、職場において立法者に行動を義務づけている。ジェンダー平等法は、1996年７月１日に施行された。同法は、女性の障害のある人については特に規定していない。その一方で、障害者法は第5条で、連邦と州が障害のある女性の特定のニーズを考慮に入れるべきと規定している。障害のある女性が直面する二重差別の問題は、憲法第8条（2）でも取り上げられており、性別や身体的、精神的、心理的な障害を理由とした差別を禁止している。障害のある女性の平等な権利を保障する一般的で包括的な基準はないが、多くの規定は、ジェンダー関係または障害のある人の状況のいずれかに対処している。

196. 1988年、連邦政府は、あらゆる分野での男女平等の推進を奨励し、あらゆる形態の直接的または間接的な差別の撤廃に取り組むために、連邦男女平等局を設立した。同局は連邦内務省に付属している。連邦障害者平等局と連邦男女平等局は、スイスの障害を持つ女性の状況を概観する「女性」学習パッケージを開発した。障害のある女性と少女のためのネットワーク「女性を前に」もこの学習パッケージの作成に参加し、背景情報とともに、障害のある女性の証言が含まれている。ジェンダーと障害への統合的なアプローチを採用した具体的な提言が策定されている。

197. ジェンダー平等法は、男女間の事実上の平等を促進することを目的としている。同法は、性別を理由とした職場での差別を禁止しており、私法・公法の雇用関係にも適用される。法には、障害のある女性に適用される特定の規定が含まれていない。しかし、障害のある女性が、雇用、職務の分担、勤務条件の設定、賃金、基礎的・継続的教育訓練、昇進・解雇などの雇用関係において、男性と比較して差別を受けた場合（ジェンダー平等法第３条）、職場でセクシュアル・ハラスメントの被害者となった場合（同法第４条）にも適用される。

198. 障害者法第5条は、障害のある女性に対する二重差別をなくす決意を示している。この問題は、特に職業訓練（伝統的な女性の職業に向けた）と社会保険給付（有給雇用についていない障害のある女性に対する職業復帰措置）に関連して発生している。

**第7条　障害のある児童**

199. 憲法第11条は、子どもと青少年の特別な保護を規定している。児童・青少年政策は州の責任であり、連邦の推進責任は課外活動および補助活動の分野に限定されている。これに関連して、連邦は、「子どもと若者の振興に関する法律」を採択し、2011年に施行している。同法は特に、スイスの子どもと若者の状況を監視し、子どもと若者に対して提案されている措置や重要な立法規定の影響の可能性を査定する「子どもと若者に関する連邦委員会」を設置することを規定している。障害のある子どもは、スイスの子どもと若者に関する政策に含まれている。

200. 国際レベルでは、スイスは「子どもの権利条約」の締約国である。この条約の目的は、スイスの法律に反映されている。スイスの民法は、「特に身体的または学習上の障害がある場合」には、最大限子どもの気持ちと能力に応じた適切な一般教育および職業教育を受けさせることが親の義務であると規定している（民法第302条（2））。民法では、障害のある子とない子を区別していない。すべての子どもは、同じ条件の下で、同じ権利（家族法や児童保護の分野を含む）を主張することができる（例えば、未成年者は、識別能力があることを条件に、厳密に個人の権利を独立して行使することができる（民法19c条）。

201. 障害のある子どもについては、社会や学校生活へのインクルージョンを促進することが目標である。この点で重要なのは、子どもや若者のための特別な制度を含む障害保険と、本質的には州の責任である学校教育と特別教育の2つの政策分野である。

202. 障害保険は成人だけでなく、子どもや若者にも適用される。連邦政府は、障害保険の継続的な発展の一環として、この分野の既存の対策を強化することを決定した。2015年12月には、「障害保険の継続的な発展」というプロジェクトが協議のために出された。子どもや若者に対して、就学前とともに、訓練や社会人生活の中での支援を充実させるなど、さまざまな施策を提案している。若者が成人生活に入った当初に障害年金を受給することを防ぐことを目的としている。このような措置は、ある段階から次の段階への移行を改善することも目的としている。精神疾患を患っている若者は、労働市場に参入することがより大きな問題となることが多いため、対象を絞った対策が用意されている。したがって、障害保険の改革は、一般的には、若者の自立性を高め、障害の影響を受ける子どもや若者の保護を強化するために、若者の労働の世界への参加をより確実なものにすることを意図している。

**V. 特定の規定**

**第31条　統計及び資料の収集**

203. 障害のある人の状況に関する統計データの収集と提供は、2004年以降、連邦統計局の公式任務となっている（連邦統計法、第3条（2(d)））。連邦統計局のサイトに掲載されている障害者平等統計では、現在80以上の指標と様々な随時的分析が提案されている。

204. 統計局は、障害のある人の生活状況を文書化して比較できるように、多くのデータを収集している。個人と世帯に対するほとんどの主要な全国調査には、障害者平等統計に採用された定義に従って障害のある人を特定することを可能にする2つの質問が含まれており、性別・年齢層別に集計できるデータが提供されている。また、「移動・交通ミニセンサス」では、移動能力の低下した人を特定する設問が含まれている。医療・社会施設に関する統計では、医療・社会施設で介護されている障害のある人の基本情報（性別、年齢、障害の種類など）が提供されている。スイスの生徒と学生に関する統計では、特別な学習計画を持つ学生を特定しており、最終的にはこれらの学生を正確に監視することが可能になる。この情報は、2002年5月にスイス地方統計局会議と連邦統計局によって採択された「スイス公式統計憲章」という厳格な倫理規定の対象となっており、現在のバージョンは「欧州統計実務規範」に沿ったものとなっている。障害や健康上の問題を理由とする社会給付の受給者に関する情報は、連邦統計局または他の連邦機関によっても収集されている（特に、連邦社会保険局が作成した障害保険統計）[[57]](#footnote-57)。連邦はまた、スイス国立科学財団からの助成金、特定の国家研究プログラム（PNR45「社会国家の問題」等）、連邦政府機関からの委託研究（例えば、連邦社会保険局の研究活動を参照）を通じ、障害に関する科学的研究を支援している。

205. 障害のある人の平等統計は、収集した情報の多くを、日常生活における制限の程度や性別ごとに分類した表で、またグラフや短報の形で統合し普及させている。電子的な形での情報発信は、連邦統計局のウェブサイトを通じて体系的に行われており、障害者法第14条（2）に基づき連邦政府が発行した視覚障害のある人のアクセシビリティに関する技術的要件を満たすよう努めている。色彩の選択には特に注意を払っており、色覚障害のある人でも読みやすいように配慮している。

206. 公的な人口調査のほとんどは電話で行われており、印刷されたものやオンラインで行われることは少ない。電話で回答できない人の参加を促進するために、他の形式（書面または他の人の助けを借りて）や代理面接（第三者による回答）で回答できるようにしている調査もある。子ども（15 歳未満）が調査対象とされるのは例外的で、施設やその他の集団世帯に住んでいる人が調査対象に含まれることはほとんどない。研究に関しては、通常、障害のある人が研究テーマに特別な関心を示した場合にのみ、障害のある人の完全な参加を確保するための特別な措置が採用されている。

**第32条　国際協力**

207. スイス開発協力庁は、国際協力、南・東欧諸国との開発協力、多国間協力、スイスの人道支援を担当するスイス連邦の主要機関である。そのために、スイス開発協力庁は、関係国、国際機関、国連と協力している。その他の連邦政府機関、州や市町村が、開発途上国でのプロジェクトやプログラムを支援している。これらの国家機関はすべて、スイスの公式な開発援助に貢献している。

208. 国際協力の主な目的は、引き続き貧困削減である。スイスの国際協力は2つの柱に基づいている。第一に、優先順位の高い国や地域との二国間協力、つまり国家機関、市民社会、民間部門、研究機関との二国間協力、第二に、15の国際機関（国際助成機関、国連機関、ネットワーク、グローバルファンド）との多国間協力で、財政支援や政策・プログラム開発への参加という形での多国間協力がある。スイスは、比較優位性と実績のある分野に集中している。スイスは、事業を展開する国や地域のニーズ、プロジェクトの影響の可能性、パートナー国の協力意欲、そしてスイス自身の利益を考慮している。資金は、意図した結果を考慮して、効果的な方法で利用される。これには、管理コストを可能な限り低く抑えることや、特に汚職などのリスクを最小限に抑えるための内部・外部監査の実施などが含まれる。毎年、資源の最大0.4％がプログラムの妥当性と有効性の評価に費やされている。政界や一般市民は、影響報告書を通じて、達成された結果について定期的に報告を受けている。

**第33条　国内における実施及び監視**

209. 連邦障害者平等局は、条約の実施および適用の監視を行う連邦行政の中心的な役割を担っている。この局は、他の関係機関や州と協力して報告書の作成を担当している。州社会サービス部長会議は、州と連邦政府との主要な連絡窓口となっている。これにより、州と連邦当局の連携と相互作用が確保されている。社会保険に関しては、連邦社会保険局は、老齢・遺族保険、障害保険、補足給付、職業年金給付（年金基金）、陸軍、公務員、国防軍勤務者の失業手当、出産手当、家族手当などのスイスの社会保障制度の運営と継続的な適応に責任を持っている。連邦社会保険局はまた、連邦レベルで、家族、子ども、若者、高齢者、世代間関係に関する問題や、社会政策全般に関する問題についても責任を負う。

210. 2009年、政府は、5年間の試行期間をかけて「スイス人権専門センター」を設立することを決定した。同センターは、大学の研究機関のネットワークで構成されている。現在、ベルン大学、チューリヒ大学、ヌーシャテル大学、フリブール大学、クルト・ベーシュ大学研究所が加盟している。設立以来、センターは多くの研究を行い、イベントやセミナーを開催してきた。2015年末に試行段階が終了し、センターは独立した評価を受けた。政府は、評価の結果に基づき、スイスにおける人権の実施を推進する責任を負うサービスセンターとして、スイス人権専門センターの任務をさらに5年間延長することを決定した。同時に、政府は、外務省と司法・警察省に、センターの長期的な規制のための様々な選択肢を提出するよう指示した。これらの選択肢は現在準備中である。

211. 障害者法の評価は、障害者法を執行するための既存のメカニズムと、障害のある人のための全体的な政策戦略がないことが、障害者法の実施と障害のある人のための平等な機会の発展を妨げていると結論づけた（上記脚注13参照）。それに伴い、連邦政府は、連邦内務省に対し、2016年末までに、連邦と州が既に実施している措置の調整を改善し、教育や雇用などの重要な政策課題を障害のある人の平等な待遇とインクルージョンを促進するための戦略に統合するための提案を含む報告書を連邦内務省に提出するよう指示した。これに関連して、連邦内務省は、障害者法の実施状況を監視するシステムの導入も検討する。

**(翻訳：佐藤久夫、高島恭子)**

1. Guidelines on the treaty-specific document to be submitted under article 35 (1) of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities of 18 November 2009; CRPD/C/2/3. [↑](#footnote-ref-1)
2. The federal popular initiative “Equal rights for people with disabilities”, rejected by popular vote on 18 May 2003. [↑](#footnote-ref-2)
3. Entry into force on 1 January 2013. [↑](#footnote-ref-3)
4. Source (unless otherwise indicated): Equality Statistics for Persons with Disabilities, http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06.html, Year 2012/2013. [↑](#footnote-ref-4)
5. Federal Statistical Office: The situation of persons with disabilities in institutions, Neuchâtel, 2012. [↑](#footnote-ref-5)
6. In parallel, 83,619 invalidity pensions were paid by accident insurance schemes, 131,708 by pension funds and 2,135 by military insurance. These figures cannot be aggregated since the same person may receive several pensions. [↑](#footnote-ref-6)
7. So as not to overburden the text, full titles as well as references to the systematic collection of all the laws, ordinances and international conventions cited in this report will be found in the annexed “List of laws, federal ordinances and international conventions”. [↑](#footnote-ref-7)
8. See article 31 of this report for details on Swiss statistics concerning persons with disabilities. [↑](#footnote-ref-8)
9. See Swiss Federal Court, Judgement 135 I 49 (4.1) with references. [↑](#footnote-ref-9)
10. See Swiss Federal Court, Judgement 138 I 205 (5.4). [↑](#footnote-ref-10)
11. CSDH, Der Zugang zur Justiz in Diskriminierungsfällen synthesebericht, Berne, 2015 (see ch/dam/data/bj/aktuell/news/2016/2016-05-25 /synthesebericht-d.pdf http://www.ejpd.admin). [↑](#footnote-ref-11)
12. The Right to Protection against Discrimination, Report of the Federal Council of 25 May 2016, in response to the Naef postulate (12.3543) of 14 June 2012. [↑](#footnote-ref-12)
13. See for this paragraph note 4 of the abridged version of the evaluation report (French or German) or the full evaluation report (in German only). [↑](#footnote-ref-13)
14. Abridged version (in French) of the Disabled Persons Act evaluation report, p 23. [↑](#footnote-ref-14)
15. Abridged version (in French) of the Disabled Persons Act evaluation report, p 23. [↑](#footnote-ref-15)
16. Article 27*d* of the Act of the Canton of Vaud on public health, RSVD 800.01. [↑](#footnote-ref-16)
17. ATF 133 I 58, preambular paragraph. 6.3.5.1, JdT 2008, I 349, p. 366. [↑](#footnote-ref-17)
18. ATF 133 I 58, preambular paragraph. 6.3.5.2, JdT 2008, I 349, p. 366. [↑](#footnote-ref-18)
19. The guidelines of the Swiss Academy of Medical Sciences are available under the following link: http://www.samw.ch/fr/Ethique/Directives/actualite.html (consulted on 24.02.2016). [↑](#footnote-ref-19)
20. Message concerning the review of the Swiss Civil Code (protection of adults, rights of the person and rights of filiation), FF 2006 6635, 6695. [↑](#footnote-ref-20)
21. Kokes (Edit.), Praxisanleitung Erwachsenenschutzrecht, Zurich/St. Gallen 2012, Ch. 10.10; Geiser Thomas/Etzensberger Mario, in: Honsell Heinrich/Vogt Nedim Peter/Geiser Thomas (Edit.), Kommentar Basler Zivilgesetzbuch I, 5th edition, Basel 2014, article 426, Ch. 3; Rosch Daniel, Die fürsorgerische Unterbringung im revidierten Kindes-und Erwachsenenschutzrecht, AJP 2011 505, p. 507. [↑](#footnote-ref-21)
22. Reply by the Federal Council to question 11.5083 of Ms. Weber-Gobet (07.03.2011), available at the following link: <http://www.parlament.ch/f/suche/pages/geschaefte.aspx?gesch id= 20115083> [accessed on 24.02.2016. [↑](#footnote-ref-22)
23. Available at the following Internet address: www.charte-prevention.ch [accessed on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-23)
24. See the Transplantation Act (arts. 8, 12, 13, 39 and 40), the Federal Act on Medically Assisted Procreation (arts. 7, 15, 16, 18 and 34) and the Federal Act on Human DNA Analysis (arts. 5, 18, 19, 20, 22, 30, 32, 33, 34 and 36). [↑](#footnote-ref-24)
25. RO 2008 5911. [↑](#footnote-ref-25)
26. FF 2014 5001. [↑](#footnote-ref-26)
27. Interim assessments are available on the website of the Federal Social Insurance Office (OFAS) under the following link: http://www.bsv.admin.ch/dokumentation/publikationen/00098/index.html?lang=fr [consulted on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-27)
28. Federal Social Insurance Office, “Interim assessment: DI personal assistance allowance meets its objectives”, Media Information, Berne, 18.08.2014 [accessed on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-28)
29. Article 112*b* of the Federal Constitution requires the cantons to encourage “the inclusion of persons with disabilities, in particular through contributions to the construction and running of institutions that provide accommodation and work”. [↑](#footnote-ref-29)
30. See the following link: <http://www.assistenzbuero.ch/de/assistenzbudget-kt-bern/default.aspx> (German only) [accessed on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-30)
31. The Swiss Association of Home Help and Care Services, *How Is Non-Profit Home Help and Care Organized?* <http://www.spitex.ch/Monde-ASD/Structure-financement/PAL3U/> [accessed on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-31)
32. http:77www.spitex.ch/. [↑](#footnote-ref-32)
33. Equality statistics for persons with disabilities: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06.html, year 2012/2013. [↑](#footnote-ref-33)
34. For more information, see the Report on the disability policy of the canton of Berne and the canton’s strategic plan for the inclusion of persons with disabilities: http://www.gef.be.ch/gef/fr/index/direktion/organisation/alba/publikationen/behinderung.html [accessed 06.06.2016]. [↑](#footnote-ref-34)
35. See the following link: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/06/04. html [accessed on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-35)
36. See the following link: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/06/04. html [accessed on 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-36)
37. See the following link: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/06/02. html [accessed on 17.03.2016]. [↑](#footnote-ref-37)
38. Article 12 of the Constitution of the Canton of Zurich and article 16 of the Constitution of the Canton of Geneva. [↑](#footnote-ref-38)
39. See, inter alia, the Corps Solidaires associations < http://corps-solidaires.ch/> and Sexualité Handicaps Pluriels < http://sehp.ch/index.php?option com content&view featured&Itemid =131 > [accessed 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-39)
40. See, for example, article 23 of the Freiburg law on children and youth of 12 May 2006 (LEJ), RSFR 835.5 [accessed 24.02.2016]. [↑](#footnote-ref-40)
41. Explanatory report on amendments to the Federal Act on Disability Insurance (Continued Development of Disability Insurance), see the following link: https://www.admin.ch/ch/f/gg/pc/documents/2667/Assurance-invalidite\_Rapport-expl \_fr.pdf. [↑](#footnote-ref-41)
42. See the following link: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/05/02. [↑](#footnote-ref-42)
43. See article 28 of this report for the general description of the social insurance system in Switzerland. [↑](#footnote-ref-43)
44. OFSP/CDS, National Guidelines on Palliative Care, Berne 2010. [↑](#footnote-ref-44)
45. M. Wicki, S. Meier, J. Adler, Soins palliatifs aux personnes en situation de handicap intellectuel, Zurich 2015. [↑](#footnote-ref-45)
46. http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/03/05.html. [↑](#footnote-ref-46)
47. See note 33 of this report. [↑](#footnote-ref-47)
48. For detailed results, see the following link: http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/03/01.html. [↑](#footnote-ref-48)
49. Available on the OFL website at the following address: http://www.bwo.admin.ch/themen/00232/index.html?lang=fr. [↑](#footnote-ref-49)
50. https://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/fr/index/themen/20/06/blank/key/06/01.html. [↑](#footnote-ref-50)
51. The Federal Statistics Office is currently developing new tools to measure the access of persons with disabilities to culture and the obstacles they encounter. [↑](#footnote-ref-51)
52. https://www.wipo.int/treaties/fr/text.jsp?file\_id=302577. [↑](#footnote-ref-52)
53. BFEH, *L’égalité des personnes handicapées dans le sport*, Berne 2011 (https://www.edi.admin.ch/dam/edi/fr/dokumente/themendossier\_sport.pdf.download.pdf/dossier\_thematiquesport.pdf). [↑](#footnote-ref-53)
54. Directives Installations de sport sans obstacles : http://www.procap.ch/fileadmin/user\_upload/  
    customers/procap/3\_Dienstleistungen/Sport/Sport\_fuer\_Alle/20141204\_Directives\_ISPSO.pdf. [↑](#footnote-ref-54)
55. Online data tables containing equality statistics for persons with disabilities systematically display the results disaggregated by sex. This makes it possible to measure and compare the specific circumstances of women with disabilities. [↑](#footnote-ref-55)
56. This guarantee has been part of the Federal Constitution since 14 June 1981. [↑](#footnote-ref-56)
57. OFAS, Disability insurance statistics. [↑](#footnote-ref-57)